

川辺町第5次総合計画

後期基本計画（案）

2020年度（R2）～2024年度（R6）

目 次

第1編 策定の背景	2
第1章 後期基本計画策定の背景	2
第2章 計画の構成	3
第3章 まちづくりを取り巻く状況と課題	5
第4章 川辺町の主要課題	10
第2編 基本構想	13
第1章 第5次総合計画と後期基本計画の役割	14
第2章 まちづくりの基本理念と将来像	14
第3章 将来人口	16
第4章 土地利用構想	18
第5章 施策の体系と分野別施策の方向	19
第3編 後期基本計画	23
3-1 重点プログラム	23
第1章 重点プログラムの考え方	24
第2章 6つの重点プログラム	25
3-2 分野別計画	29
第1章 美しく安らぎのあるまちづくり	31
第1節 環境共生の推進・循環型社会の形成	32
第2節 防災・災害対策	35
第3節 治水対策	38
第4節 消防・救急	40
第5節 防犯・消費生活・交通安全	42
第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり	45
第1節 健康づくり・医療	46
第2節 地域福祉の推進	50
第3節 子育て支援	52
第4節 高齢者福祉	55
第5節 障がい者福祉	58
第6節 社会保障・生活相談	60

第3章 みんなで学び合うまちづくり	63
第1節 学校教育	64
第2節 青少年の育成	68
第3節 生涯学習・文化財保護	70
第4節 スポーツ	73
 第4章 快適に暮らすことができるまちづくり	75
第1節 居住・定住	76
第2節 道路	78
第3節 公共交通	80
第4節 公園・緑地	82
第5節 上水道	84
第6節 下水道	86
 第5章 新たな活力をおこすまちづくり	89
第1節 農林業振興	90
第2節 商工業振興・雇用創出	94
第3節 観光・交流	97
 第6章 共に考え行動するまちづくり	99
第1節 協働の推進	100
第2節 地域コミュニティ	102
第3節 プロモーションと広報広聴	104
第4節 人権・男女共同参画・多文化共生	106
第5節 行政運営	109
第6節 財政運営	112

第1編 策定の背景

第1章 後期基本計画策定の背景

第2章 計画の構成

第3章 まちづくりを取り巻く状況と課題

第4章 川辺町の主要課題

第1編 策定の背景

第1章

後期基本計画策定の背景

- 川辺町では、平成26年度に「川辺町第5次総合計画」を策定して、「清流と人が織りなす活力あるまち」を将来像として、町民と共にまちづくりにまい進してきました。
- 「川辺町第5次総合計画」は人口減少、少子高齢化が進んでいること、住民のライフスタイルや価値観が多様化していること、さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえた防災対策、世界的に自由貿易協定締結の動きが広がっていること等を踏まえて策定しました。
- 策定後には、国の政策の地方創生に対応して「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、人口定住等の対策を進めてきました。また、地震災害にとどまらず、岐阜県内など全国で豪雨による災害も発生しており、防災対策がますます求められるようになってきました。また、グローバル化については環太平洋経済連携協定が発効して、外国産の農産物がスーパーにも目立つようになりました。
- さらに、AI（人工知能）、全てのものがインターネットにつながるというIoT、自動車の自動運転技術は、予想よりも進展が目覚ましいという声もあります。これにより、私達の生活や企業活動が大きく変化していくことも考えられます。
- こうした社会情勢に対応して、本町の有する資源を一層有効に活用することや、地域社会の自立性を高めて活力あるまちづくりを進めること、限られた財源を有効に活用して、町民や企業と共に豊かな地域社会を持続させていくことがますます重要になります。
- このため、まちづくりの方向を共有すると共に、それぞれの住民、地域、企業としての役割を十分に認識するために、「後期基本計画」の策定を進めます。

第2章

計画の構成

（１）計画の性格

①川辺町が行財政運営の指針となる最上位の計画

- 総合計画は、川辺町が行財政運営を進めるための方向についての根拠となり、また、まちづくりの方向と方策を進める指針となる計画です。
- 総合計画は、川辺町が策定する計画の中でも、行政運営の基本となり行政の各分野において最も尊重する最上位の計画です。

②中長期のまちづくりの指針を示し町民と共有する計画

- 総合計画は、10年間のまちづくりの方向を構想して5年間を経ており、これからの後期の5年間の取組みを示します。
- 総合計画は、こうした中長期のまちづくりの指針や取組みについて住民に分かりやすく示し、一緒に実現に向けてまちづくりを進めるための町民と共有する計画です。

③町民と行政が協働でまちづくりを進めるための指針となる計画

- かつての右肩上がりの時代とは異なり、行政が全ての公共サービスを充実することや、住民や地域の要望にきめ細かく対応することは難しくなっています。
- このため、総合計画は、町が地域でできることはできるだけ主体的に取り組むと共に、町民と行政が役割分担を行い協働でまちづくりを進めるためのみんなの約束事です。

（２）計画の構成と期間

- 総合計画は、「基本構想」と「基本計画」、「実施計画」で構成されます。

①基本構想

- 基本構想では、長期的かつ総合的な視野に立ち、町の目指す「将来像」と、それを実現するための目標や方針について示しています。

【計画期間】

平成27年度（2015）から令和6年度（2024）までの10年間

②基本計画（後期基本計画）

- 基本計画は、基本構想を実現するために、行政の各分野において実施すべき施策を体系的に示しています。
- 「重点プログラム」として、特に力を入れる重点施策を各分野の施策から組み合わせた大きな取組みとして掲げています。

【計画期間】

後期基本計画は令和2年度（2020）、から令和6年度（2024）

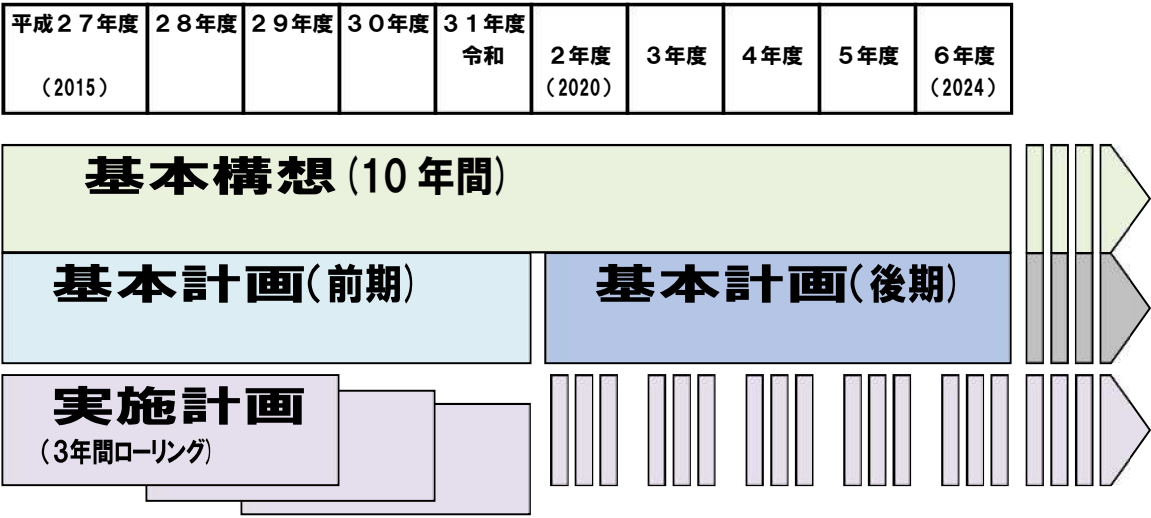
③実施計画

●実施計画は、基本計画に示した施策に基づき実施する事業の内容や財源、実施年度等について示しています。

【計画期間】

後期基本計画の最初は令和2年度（2020）から令和4年度（2022）
3年間のローリング（向こう3年間の計画を毎年策定）

図 計画の構成と期間



第3章

まちづくりを取り巻く状況と課題

(1) 上位計画・関連計画

①川辺町の行財政運営の指針となる最上位の計画

- 国の「国土形成計画」の「中部圏広域地方計画」においては、国際大交流時代を迎えつつある中で、中部圏は世界に冠たるものづくり技術と品質を最大の熱源に、暮らしやすさや歴史文化などの多様な熱源により、国内外からヒト、モノ、カネ、情報を引き付け対流する「世界ものづくり対流拠点」を形成、スーパー・メガリージョンのセンターを担い、我が国の成長を牽引していく方向を掲げています。
- 岐阜県長期構想の趣旨を引き継いで策定された「清流の国ぎふ創生総合戦略」においては、一人ひとりの幸せと確かな暮らしのあるふるさと岐阜県を目指して、「清流の国ぎふ」を支える人づくり、健やかで安らかな地域づくり、地域にあふれる魅力と活力づくりを軸とした政策が進められています。
- このように、国・県は人口減少時代の進展などを見据えて、交流や環境を重視する地域づくりや、住民や活動団体と連携したまちづくりを必要としています。
- さらに、我が国が直面する人口急減・超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指すために、「まち・ひと・しごと創生法」（2014年）に基づき、国、都道府県、市町村が一体となって定住対策などの取組みを進めてきています。

(2) 川辺町の基礎的な動向

- 本町の人口は10,197人（平成27年国調）、世帯数は3,561世帯です。また、岐阜県人口動態統計調査結果（平成30年（2018年）10月）によると、人口は9,948人、3,587世帯です。
- 人口動態は平成15年（2003年）から自然減が続いており、最近では毎年50人を超える減少が続いています。また、社会減の年が大半となっています。
- 年齢別人口では、0～14歳：12.9%、15～64歳：57.1%、65歳以上29.9%であり、高齢化が一層進むと予想されます。
- 本町の就業者数は5,291人（平成27年国調）であり、そのうち第1次産業就業者数の割合は2.6%、第2次産業就業者数は40.5%、第3次産業就業者数は56.9%となっています（分類不能を除いた割合）。今後も農業と製造業の就業者数は減少し、第3次産業就業者の割合が高まっていく傾向にあります。
- 本町の行政面積は41.16km²で、うち、山林が77.6%、農地が8.0%、宅地が5.7%です（平成30年）。また、飛騨川沿いのまとまった平地に市街地を形成しており、自然や農地が豊かな中で、比較的コンパクトなまちを形成しています。

(3) 意識調査結果から見た特徴

- 平成30年度に実施した「住民意識調査」と「中学生のまちづくりについての意識調査」の結果、次のような特徴が見られました。

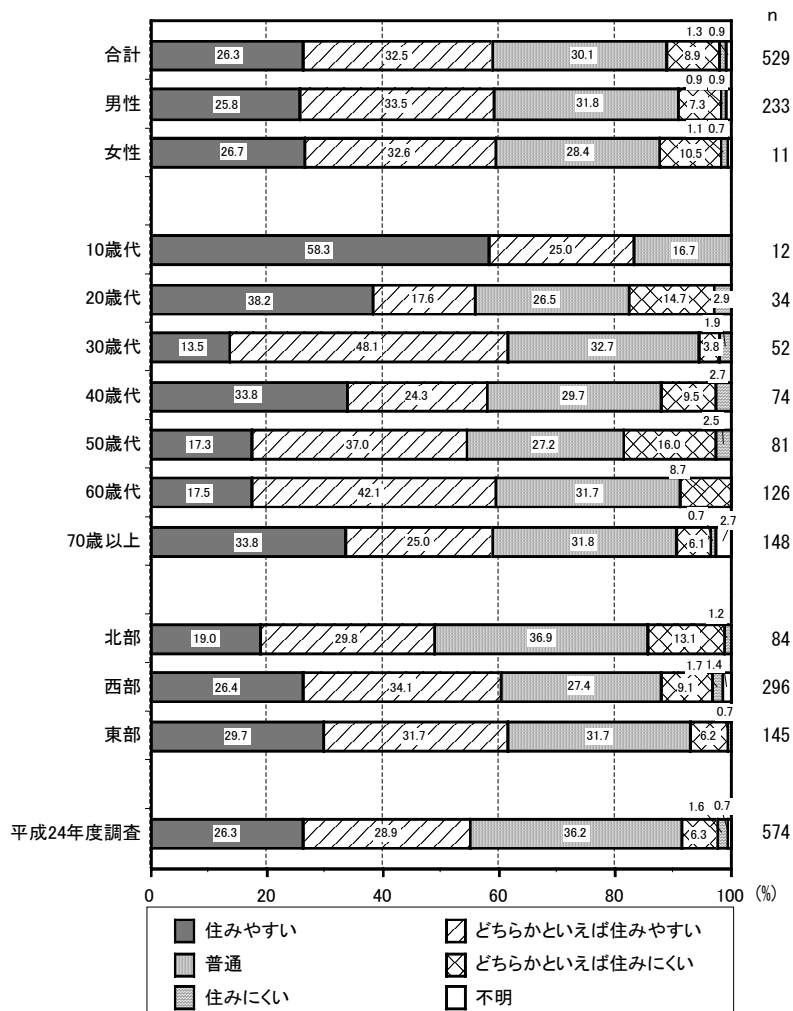
意識調査の概要

- ・住民：18歳以上の住民から1,000人を無作為抽出して実施。有効回答数は529、有効回収率52.9%
- ・中学生：川辺中学校生徒全員を対象として実施して、有効回答252人を得た。

①住み心地や『住みやすい』が6割近く＜単数回答＞【住民】：図参照

- 「住みやすい」が26.3%、「どちらかといえば住みやすい」が32.5%で、『住みやすい』は合わせて約59%です。平成24年度調査よりも『住みやすい』が5ポイント程度上昇しました。

図 住み心地（性別・年齢別・地区別・前回）【住民】



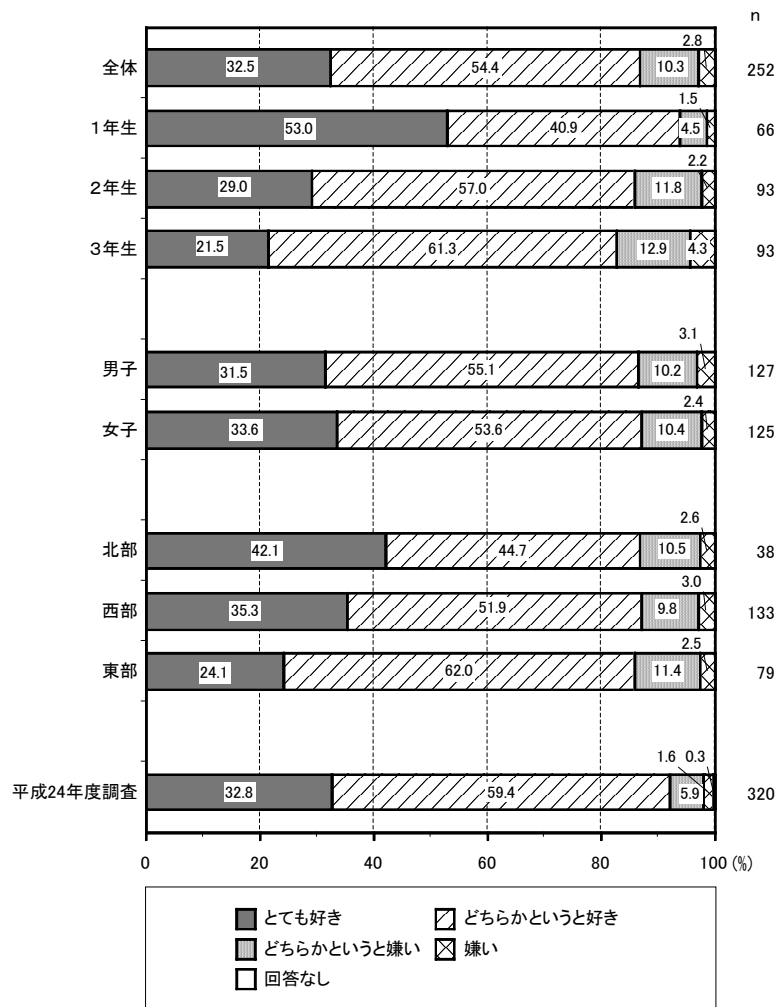
注）クロス集計では地区を次の3地区にまとめました。

- ・北部：上川辺区、下麻生区
- ・西部：石神区、中川辺区、西柅井区、下川辺区、鹿塩区
- ・東部：下飯田区、福島区、比久見区、下吉田区

②川辺町が『好き』が9割<単数回答>【中学生】：図参照

- 「とても好き」が32.5%、「どちらかという好き」が54.4%で、合わせて『好き』が90%弱となっています。
- 前回調査（平成24年度）と比べると、「とても好き」はほぼ同じ割合ですが、「どちらかという好き」が5ポイント程度低くなっています。

図 川辺町が好きか（学年・男女・地区別、前回比較）【中学生】



③定住対策には買い物や子育て、交通環境が重要<複数回答>【住民】

- 川辺町に住み続ける人や、移り住みたい人を増やすためにはどのような対策が必要かについては、「日常の買い物に困らない環境の支援」が42.9%で最も高く、次いで「子育ての支援」、「周辺のまちへの交通の便の充実」を3分の1以上が挙げています。
- 次いで、「共働き家庭と子どもの支援」、「健康づくりや医療環境の充実」、「災害に強いまちづくり」が20%以上見られます。

④川辺おどりやポートなどが貴重な資源<複数回答>【中学生】

- 川辺町で誇れるものや大切にしたいものは、「川辺おどり・花火大会」が72.2%、

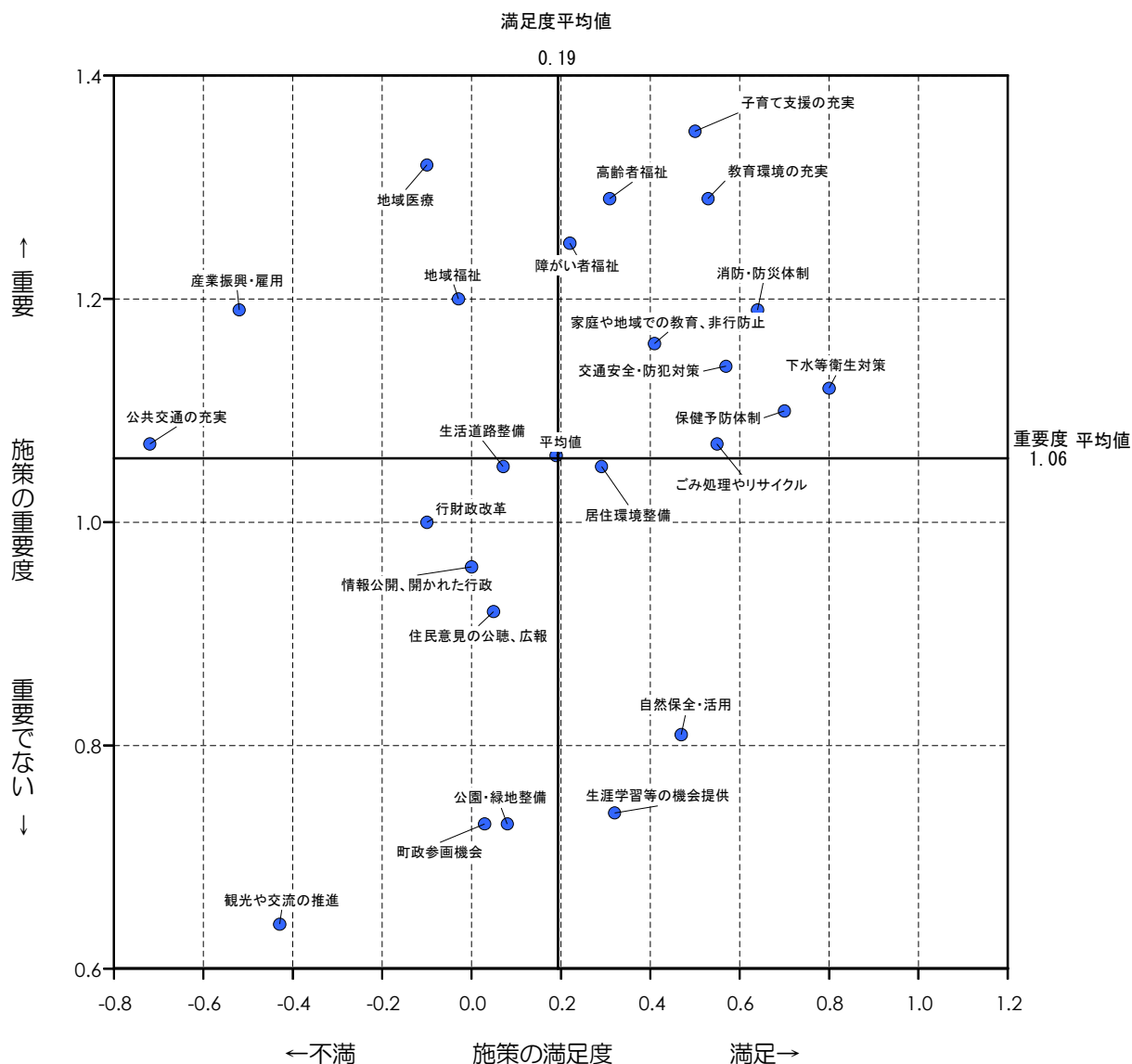
「ボート（マリンスポーツ）」が69.4%で、大きく回答が集まっています。

- このほかでは、「ダム湖（飛騨川）」（19.0%）、「米田富士」（14.3%）、「中学校団結祭」（13.1%）が10%以上となっています。

⑤満足度と重要度の評価＜項目別の重要度と満足度の単数回答＞【住民】：図参照

- 「重要度が高く」、「満足度が低い」項目は「JR高山線など公共交通の充実」、「町内の産業の振興・雇用の場の確保」、「医療施設、夜間・休日診療の体制」、「地域で困った人を支え合う体制づくり」となっています。

図 満足度と重要度の評点分布【住民】



(注) 満足度の評点は「満足」を2点、「やや満足」を1点、「やや不満」を-1点、「不満」を-2点として、それぞれ回答数に欠けて合計して、これらの回答総数で割った点数を示しています。重要度についても、同様に回答にウエイトを付けて算出しています。

⑥求められる自然を大切する町＜複数回答＞【中学生】

- 川辺町は将来どのような町になってほしいのかについては、「水や緑など豊かな自然が大切にされる町」が40.5%で最も高く、「スポーツを楽しむことができる町」

(27.0%)、「ごみのないきれいな町」(25.8%)、「若者が集まり楽しむことができる店や施設がある町」(21.8%)となっています。

●自然や清潔な環境、スポーツや若者向けの場、安心・安全な環境も求められています。

⑦まちづくりの進め方は『住民主体・協働で』がやや多い＜単数回答＞【住民】

●まちづくりを進める方法としては「住民が主体となって取り組み、行政はあくまでも側面から支援する」が5.7%、「住民と行政が話し合い、役割分担をしながら協働で取り組む」が39.3%で、合わせて『住民主体・協働』が45%です。

●「行政が主体となって取り組み、住民は理解し、協力する」が12.3%、「行政が住民の要望を把握しながら、行政が主体となって取り組む」が30.1%で、合わせて『行政主体』が約42%であり、『住民主体・協働』がやや多くなっています。

第4章

川辺町の主要課題

川辺町を取り巻く社会経済情勢や、上位計画、現状分析、住民意識調査結果、中学生のまちづくりについての意識調査の結果などから、本町の主要課題は、次のように整理することができます。

交流や環境の視点と周辺市町村との共生が課題

- 国・県が示す上位計画等からは、これからの地域づくりの方向として、交流や環境に配慮する視点での取組みが課題です。
- 「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づいて多様な事業を進めているように、周辺市町村と共生するまちづくりが課題です。

美しい自然環境を大切に地球にやさしい地域を形成することが課題

- 川辺町の特性として今までアピールしてきた川辺ダム湖はもちろん、水や生物を育んできた山林を美しく保つことが課題です。
- 自然環境に配慮するとともに、エネルギーの安定確保のために、住民や事業所が省エネを推進することや、新エネルギー導入の可能性を探ることが課題です。

人口の減少を抑制することと元気に住み続けることができる環境づくりが課題

- 人口の減少を抑えることができるように、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく川辺町総合戦略を推進して、子ども、若者が本町に住み続けるようにすることや、ファミリー層が住みたくなるように本町に住む魅力を創出することが課題です。
- 誰もが安心して日常生活を営むことができるように、高齢者などを地域で見守り、支え合うことや、日常生活を支えるために移動しやすい環境づくりが課題です。

生まれ育った川辺に愛着を持つ人づくりに力を入れることが課題

- 次代の本町を担う人づくりのために、教育環境を一層整えるとともに、思いやりがあり、たくましい子どもを育てることや、若者が本町へ愛着を持ち続けるために、まちづくりに参画して楽しめる機会づくりが課題です。
- みんながいきいきと生活することができるように、自主的に学び合い、生きがいをつくる機会をもたらすことが課題です。

今まで以上に地域の安全を大切にすることが課題

- 土砂災害などの防止や、住宅やまちの災害・減災について今まで以上に配慮して、住民とともに対策に力を入れることが課題です。
- 高齢者等を狙った悪質商法や詐欺など被害にあわない地域づくり、子どもの虐待などの防止や交通事故に遭わない安全な生活空間づくりが課題です。

農地保全と低・未利用な農地の有効活用が課題

- 本町は水田を中心に農地がまとまっており、農業振興を図りながら利用を促進し、適正に農地を保全するとともに、低・未利用な農地の有効活用を図ることが課題です。

新たな産業を起こすしかけを持つことが課題

- 町内に雇用の場を創出するために、新たなビジネスの起業化と既存事業所の拡張の促進、小規模な事業所を含めた企業立地の受け入れなど、多彩な産業振興を起こしていくことができるしかけを持ちしごとづくりを進めることが課題です。

これまで以上に住民、事業者、行政が力を合わせてまちづくりを進めることが課題

- 行政主体ではなく住民主体・協働でまちづくりを進める意識が高くなっていますが、住民が性別や国籍、障がいの有無などで差別をせず、お互いに尊重し合い、力を合わせて社会を築くことがますます求められます。さらに、地域のリーダーになる人材の掘り起しや、ボランティア活動の経験が豊かな若者のまちづくりへの参加を図ることが課題です。
- また、住民と事業者、行政が明日の川辺町を築いていくために、それぞれがまちづくりに対して役割を果たしながら、今まで以上に力を合わせていくことが課題です。

第2編 基本構想

第1章 第5次総合計画と後期基本計画の役割

第2章 まちづくりの基本理念と将来像

第3章 将来人口

第4章 土地利用構想

第5章 施策の体系と分野別施策の方向

第2編 基本構想

第1章 第5次総合計画と後期基本計画の役割

(1) 効果的かつ創造的なまちづくりの指針となる計画

- 行財政事情が厳しい中で、費用対効果を考慮した取組み、町民が求める取組みを着実に
行う指針としての計画です。

(2) 川辺町の特徴づくり・プロモーションの方向を示す計画

- 町の資源である川辺ダム湖や、快適な居住地のイメージを創出して発信し、定住・居住
の誘導、交流などの取組みを進める戦略を示す計画です。

(3) 地域力を高めて支え合い、みんなが行動することを喚起する計画

- 地域の自治意識を高め、地域でできることは地域で解決する、また、町民と行政とが共
通の目標を持って、協働でまちづくりを推進する指針となる計画です。

第2章 まちづくりの基本理念と将来像

- 川辺町のまちづくりは、今あるまちの資源を活かしながら、まちづくりを開始し（「漕ぎ
出し」）、みんなで支え合い、「息を合わせて」協働でまちづくりに取組みます。
- これらの取組みを川辺町の財産として積み上げて、次代を担う若者が住み続け、町や地
域コミュニティが持続するように成果を上げる（「軌跡を残す」）まちづくりを進めます。

(1) まちづくりの基本理念

①「漕(こ)ぎ出す」⇒**町をプロモートする、活力を起こす**

- 町の資源を見直し、また、新たなまちづくりの活動を起こして、住民の誇りを養い、自
慢できるまちづくりを進めます。
- 町の良さを再発掘して分りやすく鮮やかに情報発信を行い、多様な業種や規模の事業
を振興して産業活性化を促します（「プロモートします」）。

②「息を合わせる」⇒**支え合う、協働で取組む**

- 町民の自発的な活動を引出し、行政と住民や事業者との連携を深めて、協働による取組
みを強化します。

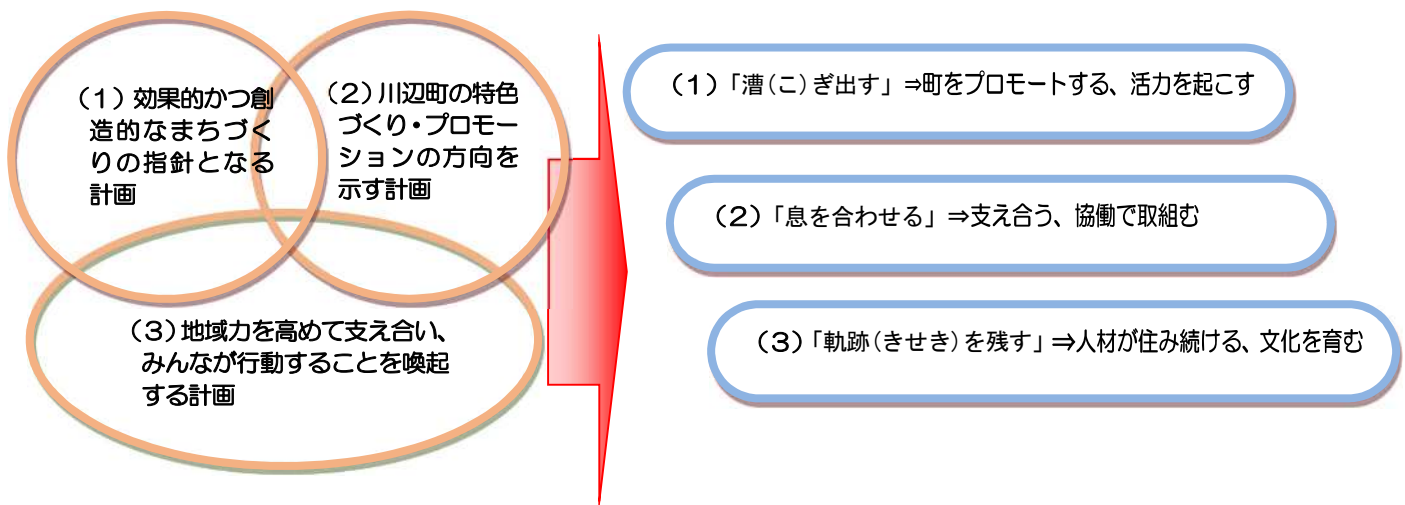
- 町民の緊密な関係を持ち続けている地域コミュニティの維持と自立性の強化をめざすと共に、多様なテーマでまちづくりや社会貢献に取り組む新たな住民活動を育成します。

③「軌跡（きせき）を残す」⇒人材が住み続ける、文化を育む

- 以上の取組みにより町のイメージをさらに高めて、若者の定住を促し、自然と農地に囲まれた豊かな小都市として自立性と持続性を高めます。
- 町民が誇ることができる町の風格を形成すると共に、歴史文化を継承し新たな芸術文化を育成します。

第5次総合計画の役割

まちづくりの基本理念



(2) 川辺町の将来像

- 川辺町は、町域の約7割を山林が占め、町の中央を飛騨川が南北に流れる山と水の町として、自然が豊かで暮らしやすい地域を形成してきました。
- また、本町はダム湖の周辺整備を行い散策などの余暇の場として、また、ダム湖はボート競技に絶好の条件を備えており全国の愛好家に知られています。
- 緑豊かな山々に育まれている飛騨川やその支流の水質は美しく、清流が生活の場をうるおし、心地良くしています。
- 川辺町の特色である清流を町民みんなが愛でて大切に、次代に継承すると共に、自然環境や良いイメージを町の活力や人の活力に結びつけるまちづくりを展開します。みんなが主役となってまちづくりを進めて、町をほかの地域にもプロモートすると共に、誰もが安全安心に暮らし、また新たに住み、ボート競技などで訪れることができる環境を形成していきます。

将来像

「清流と人が織りなす活力あるまち」

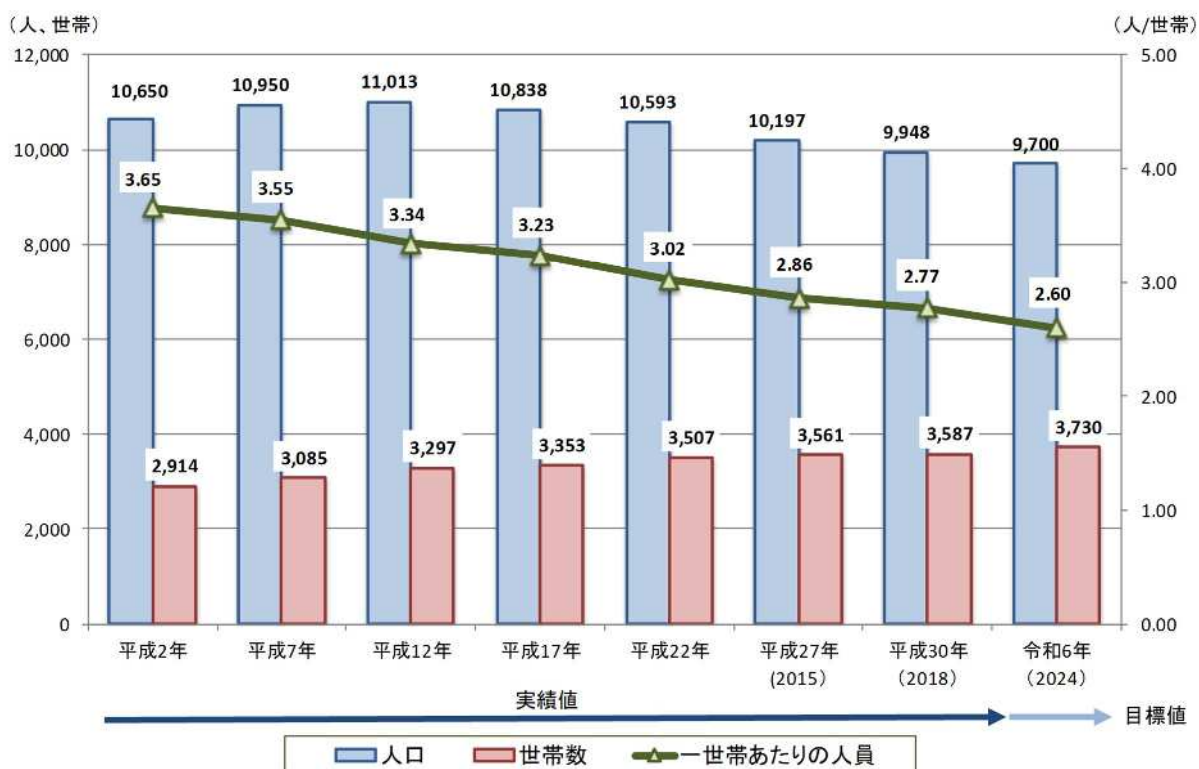
第3章

将来人口

将来人口目標
【令和6年(2024年)】
9,700 人
世帯数:3,730 世帯

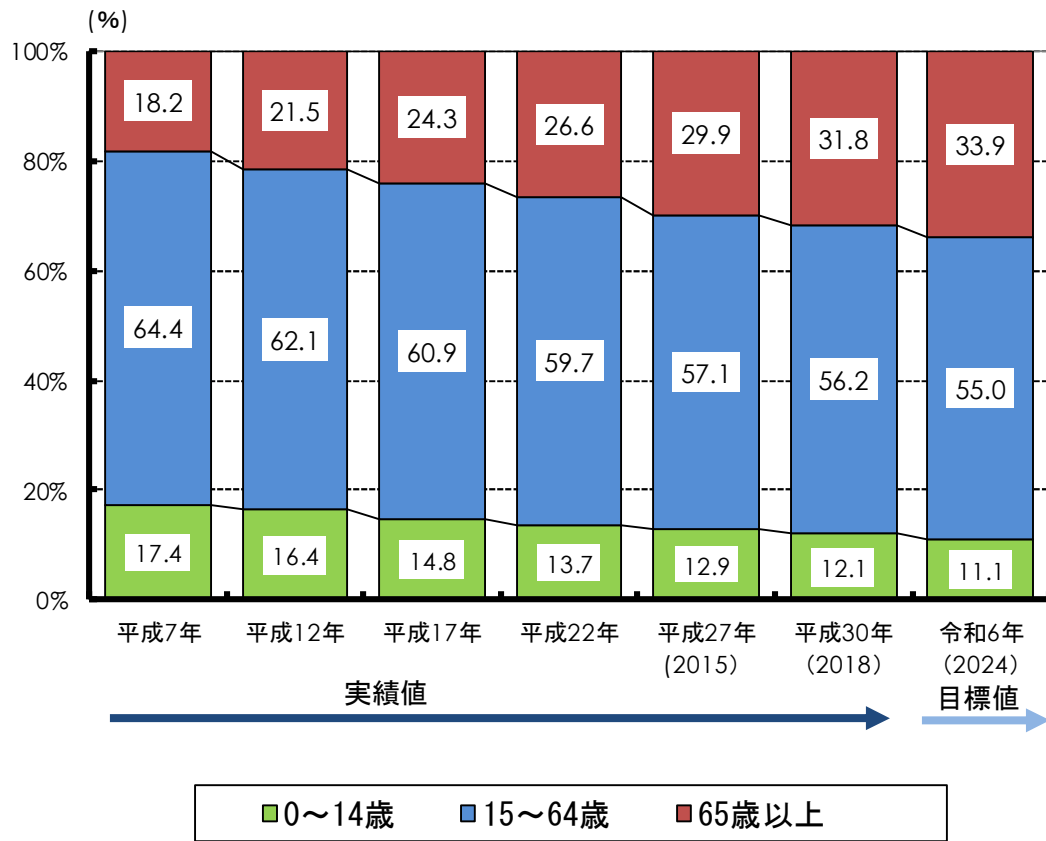
- 本町の人口は平成12年ごろをピークに減少してきており、平成27年(2015)には10,197人となりました。
- まち・ひと・しごとづくりを進める目標となる「人口ビジョン」(平成28年策定)における長期的な人口展望では、合計特殊出生率を高めることを前提として、2040年に9,100人、2060年に8,100人の確保を目指しています。人口減少が続いている中においても、当面、第5次総合計画の目標人口9,700人を確保することが必要です。
- 当初の総合計画の将来人口を継承すると共に、「まち・ひと・しごと総合戦略」に基づいて、人口定住対策を進めて一層の人口対策に取り組んでいくものとします。

人口の推移と将来人口・世帯数(目標値)



(注) 平成30年10.1人口は岐阜県人口動態統計調査結果

年齢3区分別人口比率の推移(目標値)



(注) 平成30年10.1人口は岐阜県人口動態統計調査結果と過去の状況より想定

(参考) 人口推計の結果

	実績値							推計値
	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成30年 (2018)	令和6年 (2024)
人口(人)	10,650	10,950	11,013	10,838	10,593	10,197	9,948	9,617
世帯数 (世帯)	2,914	3,085	3,297	3,353	3,507	3,561	3,587	3,702
一世帯あたりの人員 (人)	3.65	3.55	3.34	3.23	3.02	2.86	2.77	2.60

第4章

土地利用構想

- 本町は、飛騨川、国道 41 号、J R 高山本線の南北軸と東海環状自動車道や東海北陸自動車道による名古屋大都市圏や飛騨地域との連携を強化した広域的な都市構造をめざします。
- 優良農地や森林、飛騨川等の水辺を保全・活用しながら、豊かな自然環境が残る良好な市街地を形成します。
- 国道 41 号、国道 418 号、主要地方道可児金山線、美濃川辺線等の幹線道路や J R 高山本線やコミュニティバスの交通ネットワークの強化を図りながら、豊かな町民生活や活発な経済活動の基盤となる土地利用を総合的・計画的に進めます。

(1) 住居系用地

- 定住人口を確保するため、農地や森林、水辺などと共生した住宅地を形成します。
- 安全・安心、快適に生活でき災害にも強い生活道路の整備や上下水道の維持管理、公園の有効利用などを促し、良好な住環境を形成します。

(2) 商工業系用地

- 商業の活性化や工業の活性化に向け、既存産業の維持・発展を図ると共に、国道 41 号美濃加茂バイパス等のインパクトを活かして新たな商工業の展開を図ります。

(3) 農地・集落等

- 生産性の高い農業の推進や担い手等の育成を図りながら、良好な緑地空間として無秩序な農地転用を抑制し、農地の保全を図ります。
- 集落等については狭隘な生活道路の改善や排水対策等の生活基盤整備、公園等の整備を図り、安全・安心な住環境を確保します。

(4) 森林

- 生態系を保全し豊かな森林の保全・維持管理に努めます。
- 重要な水源であることを認識し、景観と共にその機能を保全します。

(5) ダム湖周辺・水辺

- 飛騨川とその支流などの水辺については、親水性に配慮しつつ、水質保全、生態系保全などの自然環境の保全に努めます。
- 川辺ダム湖及びその周辺については、町のシンボルとしてスポーツ・レクリエーションや交流の場として活用を図ります。

第5章

施策の体系と分野別施策の方向

(1) 施策の体系

- 基本計画に示す施策は、次に示す6つのまちづくりの方針とそれに基づいた基本施策で構成します。
- なお、後期基本計画においては、川辺町のまちづくりの目標を効率的・効果的に達成するために、各分野の個別計画と連携を図りやすくできるように基本施策を30に集約します。また、分野相互の連携を一層深めた、重点プログラムを掲げます。



(2) まちづくりの方針別の施策の方向

●まちづくりの方針別に主要施策を中心として、次のような取組みを進めます。

①美しく安らぎのあるまちづくりー自然環境・循環型社会・安全

- 環境にやさしいまちづくりを進めるために、ゴミ減量化の推進や再生可能エネルギーの導入を積極的に促すと共に、国際的なSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえて、環境にかかわる情報発信や環境学習の機会の充実を図ります。
- 安全に生活をするように、地域における防災・減災や防火・消防体制の強化、自主防災活動の充実、集中豪雨等に備えた土砂災害対策と河川改修、交通安全対策の充実や消費トラブルの防止を図り、防災意識、危機管理の意識の向上を図ります。

②誰もが安心して暮らせるまちづくりー健康・福祉・医療

- 誰もが健康で元気に暮らし続けることができるように、住民のためのがん検診、健康診査や、妊産婦や乳幼児のための健診、健康相談の充実など、健康づくりを支援します。
- 地域における要援護者の見守り活動を充実するなど、地域福祉を推進します。また、子どもを産み育てやすいような包括的な支援、高齢者の介護予防や地域における日常生活の包括的な支援、障がい者の社会参加の支援や虐待の防止など、地域が一体となって安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- かかりつけ医を住民が持つことを促すと共に、国民健康保険などの医療保険制度や介護保険制度の健全運営に努めます。

③みんなで学び合うまちづくりー教育・生涯学習

- 安心して学べるように小学校の再編などを合わせて学校の教育環境・内容を改善するための将来計画を検討すると共に、次代を担う子どもの生きる力や創造性を高めるために教育内容を充実します。
- 青少年が地域において健全に安心して暮らせる環境づくりと、社会参加の機会の充実を図ります。
- 住民誰もが生涯に渡って自主的に学ぶことができるように、生涯学習のための環境の充実、講座や文化・芸術の機会の充実、住民の貴重な資産である文化財の継承を図ります。また、川辺ダム湖を活かしたボート競技の振興や、トップアスリートの育成、国際的な大会を支援します。

④快適に暮らすことができるまちづくりー居住環境・都市基盤

- 定住することができる環境づくりをめざして、空き家の有効活用や住宅の耐震化など居住環境の整備や住宅地の確保を促進します。また、町民に身近なうるおいのある空間として公園・緑地の整備を図ります。
- 安全に移動することができるように道路の維持管理を適切に進めると共に、通学路の安全対策を推進します。また、便利で効率的な公共交通の実現をめざします。
- 安心でおいしい水を供給するために、水質管理の徹底や水道施設の整備を図る共に、災

害にも強い下水道の整備を推進し、河川等の水質保全に努めます。

⑤新たな活力をおこすまちづくりー産業振興

- 持続性があり強い農業の実現と農地の保全をめざすために、営農の仕組みの再構築を図ると共に、農業経営体の育成を図ります。また、町内における産業立地やＩｏＴなどの新たな技術を活用した事業展開を促進すると共に、日常生活を支える商業・サービスの振興を図ります。また、町内をはじめとする雇用の場の確保と雇用機会の創出を図ります。
- 豊かな自然や歴史文化など町の資源から新たな観光資源を発掘すると共に、ボートを活用することにより地域間交流を推進して競技練習の誘致やイベントによる誘客を図ります。

⑥共に考え行動するまちづくりー協働推進・行財政運営

- 町民の自主的な活動を育成すると共に、地域課題に対して町民と協働で対処するために、自治会等の力を高めると共に住民活動の支援を充実します。また、地域で問題解決を主体的に行うことができるように地域自治力の強化を図ります。
- 本町の地域としての良さを掘り起こし地域ブランドを創出して、町内外に情報発信を強化すると共に、行政情報や生活情報が行き渡るように広報を充実します。
- ＤＶや児童虐待の防止、ワークライフバランスの促進、多文化共生の推進等により、誰もが人権を尊重する明るい地域社会をめざします。

第3編 後期基本計画

3－1 重点プログラム

第1章 重点プログラムの考え方

第2章 6つの重点プログラム

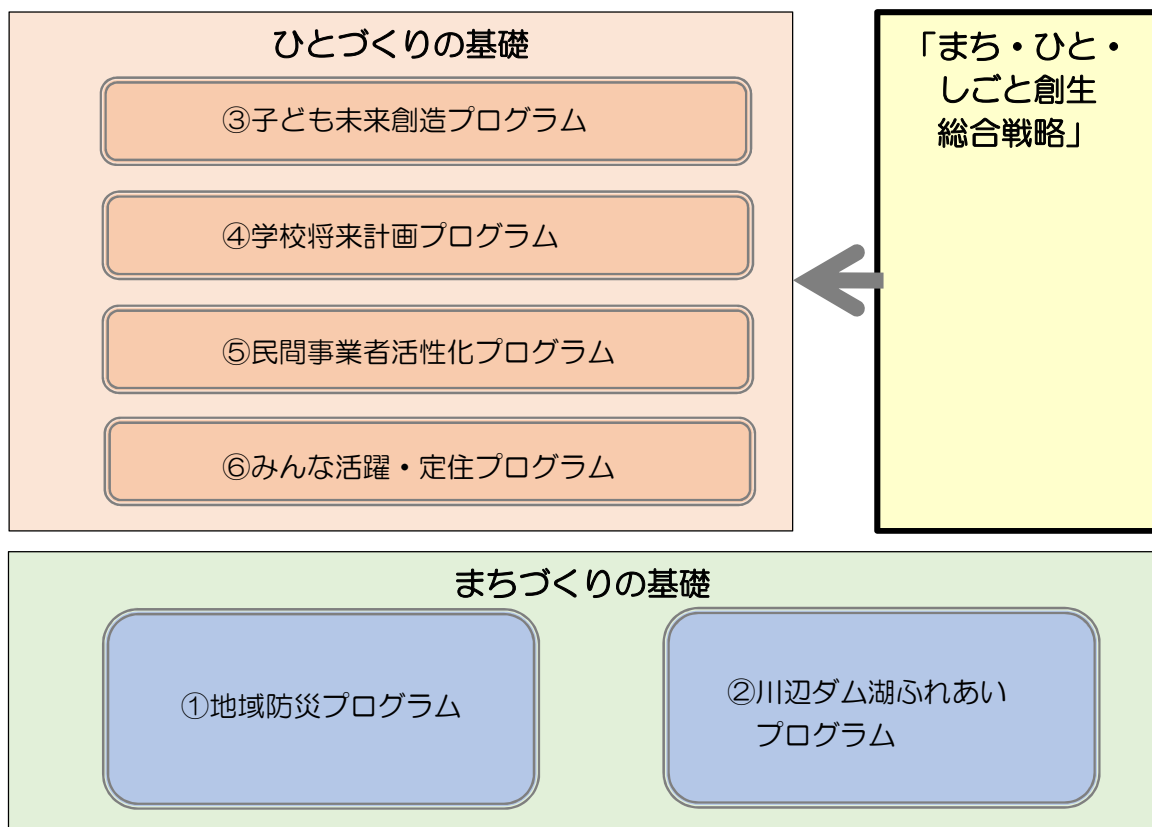
第3編 後期基本計画

3-1 重点プログラム

第1章

重点プログラムの考え方

- 本町が将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」に描くまちづくりを実現するために、基本計画に示す主要施策等を組み合わせて、各分野の枠を超えて重点的に取り組む施策を「重点プログラム」として位置付けます。
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を取り込んで、少子高齢化による人口減少問題の克服と移住・定住人口の促進に関連する計画も位置付けて、総合計画と総合戦略の一体的な推進を図ります。
- 重点プログラムの推進により、質の高いまちづくり・ひとづくりの基礎を整えて、健全な財政運営のもと、川辺町の持続性を高めていきます。
- 6つのプログラムの推進は、それぞれの基本施策の推進と連携して行うものであり、これにより総合計画が目指すまちづくりの目標を達成します。



第2章

6つの重点プログラム

(1) 地域防災プログラム

①ねらい

発生が強く懸念される南海トラフ巨大地震、豪雨災害に備えて、町民一人ひとりや、地域が主体的に防災活動に取り組み、被災時にもみんなが身を守ることができるように、家庭や地域と町で十分な備えを進めます。

②具体的な内容

- 防災設備と危機管理体制を充実すると共に、地震・土砂災害への備え、自主防災活動や地域における要援護者支援の体制等と連携した地域防災・減災対策、防火・消防体制の強化を図ります。
- 災害時にも強じんな道路や上下水道の整備、地域に身近な防災拠点の整備を図ると共に、日常的な自治会の活動と地域のつながりの強化を図ります。

③構成施策

【第1章】 2 防災・災害対策／3 治水対策／4 消防・救急対策
【第2章】 2 地域福祉の推進
【第4章】 2 道路／5 上水道／6 下水道
【第6章】 2 地域コミュニティ

(2) 川辺ダム湖ふれあいプログラム

①ねらい

恵まれた自然環境の保全に取り組みながら、固有資源である川辺ダム湖のこれまでの活用実績を生かして、スポーツやレクリエーション、イベント、東京オリンピック等の事前キャンプ地として活用するなど、内外の人がふれあう「関係人口」を拡大します。

②具体的な内容

- ダム湖周辺の環境を町民、企業等との協働により維持します。また、ボート・カヌー競技の練習や大会開催拠点としての活用を促進して、町民が親しみ誇ることができる場として充実を図ります。
- ダム湖と水辺のスポーツを観光資源として広くPRし、スポーツイベントの開催や、合宿等の受け入れを推進して、知名度向上とふれあいの拡大を図ります。

③構成施策

【第1章】 1 環境共生・循環型社会の形成
【第3章】 4 スポーツ
【第5章】 3 観光・交流

(3) 子ども未来創造プログラム

①ねらい

妊娠から出産、子育てまでを切れ目なく総合的に支援することにより、安心して子どもを産み育てられる地域社会を築きます。

②具体的な内容

- 母子の健康支援、子育て家庭の総合的なサポート、こども園での保育の充実など、多くの目で子育てを支援します。
- 心身ともに健康で、ふるさとを大切にできる児童生徒が育つために、いじめ・虐待の防止やふるさと教育を推進します。
- 地域のみんなで子どもに目配りしながら子育てを支援して、子育て世代の定住を図ります。

③構成施策

【第2章】 1 健康づくり・医療／3 子育て支援
【第3章】 1 学校教育
【第4章】 1 居住・定住
【第6章】 4 人権・男女共同参画・多文化共生

(4) 学校将来計画プログラム

①ねらい

次代を担い、たくましく生きる力を身に付けるための教育を推進し、併せて町民のみなさんと共に小学校再編を進めます。また、地域との連携のあり方や方向性を明らかにし、併せて地域の防災、コミュニティの拠点など小学校校舎等の有効活用の方角について地域と共に検討します。

②具体的な内容

- 小学校の将来計画については、目指す教育のあり方を明らかにして策定を進め、川辺町の次代を担うグローバル化や情報化等に対応した人づくりを進めます。
- 統合後の小学校校舎等については、防災、交流などを軸とした利活用や、地域のコミュニティ拠点として有効な活用方法を検討します。

③構成施策

【第2章】 3 子育て支援
【第3章】 1 学校教育
【第6章】 2 地域コミュニティ

(5) 民間事業者活性化プログラム

①ねらい

川辺町の自然、農地、空き家・空き地などを活用して、IoT等の新技術を活用したビジネスの創出や企業活動の誘導、起業促進などを行うことで、多様な産業活動を創出し、新たなはたらく機会を生み出すことを支援します。

②具体的な内容

- 優良農地の耕作を継続するために農業経営体の育成や6次産業化等を促進します。
- 空き地・空き工場の活用などによる産業立地の誘導や、新しい技術を活用した新たなビジネスモデルの事業創出を促進します。
- 川辺ダム湖をはじめとする本町の観光資源の充実とネットワーク化を図ると共に、スポーツイベントの開催を通じて地域間交流を充実します。
- 川辺町のブランドを創出して、観光客の誘致や交流の推進と併せて、町民と共に川辺町の魅力を情報発信します。

③構成施策

【第5章】 1 農林業振興／2 商工業振興・雇用創出／3 観光・交流 【第6章】 3 プロモーションと広報広聴
--

(6) みんな活躍・定住プログラム**①ねらい**

少子高齢化に地域が対応することができるように、みんなが尊重し合い地域社会において活躍する機会を創出します。また、道路などのインフラ整備を進めるほか、空き家の活用や定住支援など、住み続けたい人、移住したい人を応援します。

②具体的な内容

- 地域において子育てや高齢者、障がい者の見守りや支え合いを一層推進すると共に、町民が生きがいを持って積極的に活動できるよう支援します。
- 川辺町の魅力や良さについて改めて見直すと共に、空き家等を活用した定住・移住の促進、居住支援のための自治会や住民グループの支援を充実します。また、川辺町への移住定住について、町民と共にみんなでプロモートします。

③構成施策

【第2章】 2 地域福祉の推進／3 子育て支援／4 高齢者福祉／5 障がい者福祉 【第4章】 1 居住・定住 【第6章】 1 協働の推進／2 地域コミュニティ／3 プロモーションと広報広聴
--

第3編 後期基本計画

3－2 分野別計画

第1章 美しく安らぎのあるまちづくり

第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第3章 みんなで学び合うまちづくり

第4章 快適に暮らすことができるまちづくり

第5章 新たな活力をおこすまちづくり

第6章 共に考え行動するまちづくり

第1章

美しく安らぎのあるまちづくり

第1節 環境共生の推進・循環型社会の形成

第2節 防災・災害対策

第3節 治水対策

第4節 消防・救急

第5節 防犯・消費生活・交通安全

第1節 環境共生・循環型社会の形成

施策が目指す将来の川辺町

- 町民が環境に関する情報を得られやすくなり、自主的に町民、事業所共に省エネに努めています。
- 町民と事業所、行政が一体となって、自然環境の保全や環境美化に取り組んでいます。
- 分別収集の徹底とリサイクルへの取り組みにより、ごみの排出量が減少しています。

現状と課題

- 2015年9月の国連サミットにおいては SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が採択され、持続可能な開発のための幅広い17の目標が掲げられました。その中でも環境部門は多くの分野に関係があります。
- 二酸化炭素等の排出量増加に伴う地球の温暖化問題については、町民や企業に地球環境にやさしいライフスタイルや企業活動が強く求められています。省エネ対応の電化製品や自動車などが普及しつつありますが、公共施設におけるグリーン購入への取り組みや再生エネルギーの積極的な活用などによるCO2 排出削減への取り組みは課題です。
- 自然環境は地域の資源として、また、生物多様性を保全する要素として重要です。本町は豊かな自然を有しており、小学校などにおける環境教育や環境フェアによる啓発を進めてきました。河川の水質調査では下水道の整備により、水質浄化は進んでいますが、季節的に基準値を超える項目があるなど、今後も改善が必要です。
- 本町から発生するごみは、主に可茂衛生施設利用組合により処理を行っており、再資源化などによるごみの減量化に取り組んできました。ささゆりクリーンパークから発生するごみ焼却灰熔融スラグについては再利用が求められていますが、十分に活用されていない状況であり、処理コストの縮減のためにも利用の拡大が課題となっています。
- ごみ・健康カレンダーの配布、ごみアプリの導入、ごみ啓発シールによる適正排出の促進、不適正排出者に対する直接指導に努めてきましたが、依然、不適切な排出も見られます。ごみを出さずに資源の有効活用を行う循環型社会の実現のためには、5R ※1 の推進が求められます。
- 地域の美化については、幹線道路沿いや、人目に付きにくい場所においては不法投棄が見られたり、ごみのポイ捨ても目立っています。
- 今後もこれらの自然を守り、次世代に継承していくことが大切であることから、町民一人ひとりによる地球環境にやさしい生活や環境保全活動を促すことが、今後も必要です。
- 家庭や事業所における環境に対する意識は向上してきましたが、省エネ・省資源の方法や廃棄物の減量化について、啓発を強化することが課題です。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
公共施設におけるエコカー※ 2 の導入 (台)	1	2	6
売電を行っている太陽光発電 の設置件数 (事業用を含む) (件)	281	468 (H29 末)	600
町内飛騨川支流河川における 水質 BOD (生物化学的酸素 要求量) 検出値の平均値 (mg/l)	1.27 (H24)	0.91	1.00
ダム湖や豊かな自然の保全・ 活用の満足度 (%) * 住民意識調査	73.7%	64.3%	78.0%
町民 1 人当たりのごみ (可 燃・不燃・粗大) 排出量 (kg / 年)	128.2	131.4	131.0
拠点における資源 (パットボト ル・発泡スチロール・その他プラ ・牛乳パック) 回収量 (t / 年)	47.4	41.9	48.0
ごみを減らすことを心がけて いる町民の割合 (%) * 住民意識調査	58.5%	57.3%	62.0%

主要施策

(1) 環境に関する意識啓発の徹底

①環境に関する継続的な情報発信

地域住民のダム湖の水質や緑豊かな自然の継承、生物多様性の保全、地球温暖化防止、省エネルギー、資源循環型社会の形成など幅広い環境に関する関心を底上げして行動に結び付けるために、広報誌などにおいて継続的な情報発信を図ります。

②5R推進のための意識啓発

一人ひとりが環境について理解と認識を深め、環境に配慮した生活を心掛けていただくため、効果的に 5R を推進します。特に、家庭ごみの適正な分別排出と減量化に向けた取り組みを促進します。

③環境学習の充実

学校と行政が連携して、環境に関する講座を行うと共に、家族や地域において環境について考えることを促します。

④SDGs についての検討

行政の幅広い分野についての目標が掲げられている SDGs についての情報収集を行うとともに、今後のまちづくりのコンセプトとしての可能性を検討します。

(2) 循環型社会形成の取組みの推進

①再生可能エネルギーの導入等の促進

環境負荷の少ない再生可能エネルギーへの転換を促進するとともに、行政においてグリーン購入への取り組み推進、エコカーの導入などを図ります。

②ごみの正しい分別の促進

ごみ・健康カレンダーの各戸配布、ごみアプリの活用、ごみ分別早見表の作成やごみ袋の改善を行い、町民にごみの分別収集を分りやすく示し、正しく分別を行うことを徹底します。

関連施策

(1) 自然環境保全の推進

①事業所との協働による環境保全の推進

町内事業所との交流、情報交換に努めるなど、企業と協働した環境保全の取り組みを進めます。また、事業所に対し、地域との交流や環境保全に対する行動を促します。

②環境監視の強化

地域環境の保全のため、河川水質や騒音・振動などの環境調査や公害の発生に対する監視の強化を図ります。

(2) ごみの減量化と再資源化の推進

①資源回収の促進

各種団体の資源回収活動に対する支援及び拠点方式による資源回収を継続すると共に、町民に対しリサイクル運動への参加を促し、資源の再利用・再資源化を促します。

②生ごみの堆肥化の促進

ごみ処理機やコンポスト、ぼかしなどの利用を推進すると共に、生ごみの水切りを啓発して、ごみの減量化、再資源化を促します。

(3) 環境美化の推進

①環境美化の推進

地域住民に環境に関する法令等を周知すると共に、不法投棄、ペットのふん害、ごみのポイ捨てや屋外焼却などの防止を図ります。

②不法投棄の防止

不法投棄を防止するため、町民等からの情報提供に留意すると共に巡視活動を強化し、早期発見に努めます。また、県担当課や警察との連携を図り不法投棄の根絶に努めます。

◆関連する計画

- 川辺町地球温暖化防止対策実行計画
- 都市再生整備計画 川辺湖岸地区

※1：5R

- Reduce（リデュース）・・・ごみの発生抑制
- Reuse（リユース）・・・再使用
- Recycle（リサイクル）・・・再資源化
- Refuse（リフューズ）・・・ごみになるものを買わない
- Repair（リペア）・・・修理して使う

※2：本計画におけるエコカーの定義・・・ハイブリッドカー、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車

第2節 防災・災害対策

施策が目指す将来の川辺町

- 災害など町民の生命や身体、財産に重大な被害を招く緊急時において、応急対策や復旧、住民サービスを円滑に再開できる総合的な危機管理体制が整っています。
- 災害時にも安全な住宅や公共施設の整備、避難路が確保されています。
- 地域が一体となって自主的な防災活動に取り組むと共に、災害時要援護者の支援体制が整っています。

現状と課題

- 東日本大震災や平成30年7月豪雨など全国各地の豪雨災害により、防災対策の課題が浮き彫りとなりました。これを教訓に南海トラフ巨大地震の発生や記録的な豪雨、土砂災害警に備え、町民・事業所・行政が一体となった防災・減災対策に取り組むことが必要となっています。
- 本町では、地域防災計画に基づき防災対策を進めていますが、緊急時に限られた人員や資機材を活用して対応するために、職員個々の防災対応力の向上や組織体制の整備など、平素からの備えや減災対策が必要です。併せて武力攻撃や感染症などから町民を保護するための対策も求められています。
- 本町においても土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）が指定され、特別警戒区域においては開発行為や建築物に対する規制等があります。また、土砂災害の危険のある箇所や避難場所などを記載した土砂災害ハザードマップを作成し、全戸へ配布するなど土砂災害に関する情報の発信に努めてきましたが、県の警戒区域指定の追加等により、土砂災害ハザードマップ及び既存避難所の見直しをする必要があります。
- 高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障がい者などの災害時要援護者に対する対応を充実する必要があります。
- 毎年、全国各地で起こる大規模災害のマスコミ報道や町総合防災訓練の開催等により町民の防災意識は高まりつつありますが、被災経験の少ない本町では、家庭内備蓄や避難行動に結びついているかが問題となっています。このため、家庭・地域などが主役となる防災学習や活動を動機付けすることが必要です。
- 個人住宅や公共施設の耐震化により、住宅の耐震化率は82%（平成30年）となっておりますが、旧基準による建物（※1）も存在することから、引き続き耐震化の対策が必要です。
- 本町では防災備蓄倉庫や資機材倉庫、耐震性貯水槽を設置してきましたが、今後も地域の実情にあった防災施設の整備を進める必要があります。また、防災や災害に対する情報を町民や関係機関に正確に伝えて、迅速かつ適切に行動することが必要です。
- 大規模災害等に備え、他県からの災害応援隊を受け入れる体制を整備する必要があります。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
防災訓練参加率(%)	22.3%	21.8% (H28)	25.0%
大きな地震や水害等災害に備えている人の割合(%) *住民意識調査	17.6%	19.3%	55.0%
消防・防災体制の整備についての満足度(%) *住民意識調査	71.1%	71.1%	90.0%

主要施策

(1) 総合的な危機管理の強化

①危機管理体制の強化

地域防災計画に基づき、災害応急対策と早期に行うべき復旧業務、通常時の業務の優先順位を明確にすると共に、国民保護計画に基づいた総合的な危機管理体制の強化を図ります。

②職員の防災対応力の向上

職員向けの災害発生時に対応できる訓練等を実施することにより、防災対応力の向上を図ります。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知

①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知

町民への土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図ります。

②警戒避難体制の強化

土砂災害等から町民の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の強化を図ると共に、土砂災害特別警戒区域における住宅の移転勧告及びそれに伴う移転資金の一部融資や補助等の支援の充実を図ります。

(3) 地域防災体制の強化

①減災に向けた地域防災の強化

大規模地震をはじめ大雨の対策や、高齢者など災害時要援護者の対策を充実して、減災のための地域防災体制や活動の強化を図ります。

②自主防災活動の強化

自主防災組織の設立と、組織の核となる防災リーダーの育成を図ると共に、地域の実情にあった防災活動を支援します。

(4) 災害対策機能の強化

①公共施設の災害対策機能の強化

災害対策本部や避難所となる公共施設において、災害時に必要な備蓄品、非常電源、電話

回線、情報機器等の整備・拡充を図ります。

関連施策

(1) 防災意識の啓発

①防災意識の啓発

避難所や危険区域などの防災情報を、防災訓練や防災講演会、防災マップ、町ホームページ等を活用して広く周知し、防災意識を高めます。

②防災・災害情報の共有化

防災行政無線の更新と全国瞬時警報システムの活用を図ると共に、関係機関や町民との情報の共有化を図るため、携帯電話やパソコンを活用した災害情報ネットワークの充実を図ります。

③危機管理意識の啓発

新型インフルエンザ対策行動計画、国民保護計画の周知を図ると共に、武力攻撃事態や感染症等が発生した場合の対処方法の周知など、危機管理意識の啓発を図ります。

(2) 初動・復旧体制の強化

①地域と一体となった防災対策

災害時における自助・共助・公助の役割を明確にし、地域と行政が一体となった初動・復旧体制や救助体制の確立を図ります。

②災害時の物資の確保

防災備蓄物資や資機材等の充実を図ると共に、事業所等との協定による緊急物資の確保に努めます。

③支援の受け入れ体制の強化

防災関係機関や近隣市町村との連携を強化すると共に、災害応援隊や災害ボランティア、救援物資等の受け入れ体制の整備に努めます。

◆関連する計画

- 川辺町地域防災計画
- 川辺町業務継続計画
- 川辺町耐震化促進計画
- 川辺町公共施設等総合管理計画
- 新型インフルエンザ等対策行動計画

※1：旧基準による建物

1981年（昭和56年）の建築基準法施行令改正における新耐震設計基準以前の耐震基準で建築された建物。

第3節 治水対策

施策が目指す将来の川辺町

- 河川やため池の再整備や適正な維持管理により水害のないまちが形成され、町民の安全・安心な暮らしが保たれています。

現状と課題

- 一級河川において、河道内に堆積した土砂や雑草の繁茂により流水断面が阻害されている箇所があり、異常豪雨時には堤防越流等の洪水被害が懸念されることから、自然との共生に配慮しつつ河川改良やしゅんせつ等を行う必要があります。
- 町が管理する普通河川は、長年にわたる流水による川床の土砂の流出や、護岸基礎の露出が見られ、また、一部では土砂の堆積や、雑草の繁茂により流水断面が阻害されている箇所もあり、継続的な河川整備や維持管理を行う必要があります。
- 町内の農業用ため池は、老朽化の進行により下流域に被害を及ぼす危険性が非常に高いことから、施設を一体的に改修し、異常時（洪水時や地震時）においても安全かつ円滑に施設を運用できるよう機能確保を図る必要があります。また、利用されていないため池については廃止を検討していきます。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
飯田川の河川整備率(%)	60.7%	70.0%	100.0%

主要施策

(1) 洪水対策の実施

①河川の流水断面の確保

異常豪雨時にも対応できるよう、河川改良やしゅんせつによる流水断面の確保を関係機関と共に推進します。

②河川施設の点検・整備

災害原因となり得る狭あい部や蛇行部の改善等、河川施設の点検・整備を推進します。

③ため池の再整備

県営ため池等整備事業による老朽ため池の再整備と機能確保を図り、雨水流出抑制対策施設として下流域の土砂災害を未然に防止するよう努めます。

(2) 一級河川の改修

①飯田川の改修

集中豪雨への対応を図るため、県に対し河川改修を引き続き働きかけます。

関連施策

(1) 砂防事業の実施

①砂防施設の整備

災害を未然に防止するため、砂防施設の整備を関係機関と共に促進します。

②砂防施設の維持管理

砂防施設に堆積した土砂の撤去などを関係機関に働きかけます。

◆関連する計画

●県営ため池等整備事業全体基本計画

第4節 消防・救急対策

施策が目指す将来の川辺町

- 町民が防火意識を高め、消防団など一体となって地域の消防体制が充実しています。
- 火災の発生や、火災・事故等による死亡者が少なくなっています。

現状と課題

- 川辺町内の火災件数は、平成17年から年間10件以下と他所に比べ少ないですが、可茂消防事務組合管内では建物のみならず林野火災も多数発生しており、家庭や職場を問わず町民一人ひとりの防火意識を一層高めていくことが重要です。
- 消防体制では、老朽化した可茂消防事務組合中消防署川辺出張所の移転整備が平成24年度に完了しました。
- 地域の消防等を支える消防団は4分団で構成し、団員数174名を維持していますが、団員の確保や活動の活性化が課題となっています。このため、「ありがとね消防団・水防団事業」による事業所の協賛や、自主防災組織等での団員の活用、職員消防協力隊の設置など多様な対策を進めています。
- 地域の安全性を高めるため、住宅用の火災警報機の設置が義務化されていますが、設置率は72%（平成30年度現在）にとどまっています。また、地域において消火活動を円滑に行うため、消防設備や防火水槽、消火栓などの充実が課題です。
- 可茂管内の救急出動回数は平成30年に8,800件を超えるなど増加しており、入院を要しない軽症の搬送が4割を超えています。救急体制の充実と共に、町民に救急業務と救急車の適切な利用の理解を得ることが課題です。
- 重篤な傷病者を発見した場合、大切な命を救うためには救命の連鎖が重要であることから、一般住民による救急対応力の一層の向上を図る必要があります。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
消防団員充足率(%)	100%	100%	100%
消防水利充足率(%)	71%	72%	73%

主要施策

(1) 地域における防火・消防体制の強化

①地域における防火・消防体制の強化

防災訓練等を通じて地域や家庭における防火意識を高めると共に、消防団、自主防災組織、事業所などによる地域ぐるみの防火体制の充実を図ります。

②消防団等の充実

消防団の団員の確保や資質向上に努めると共に、消防団活動に対する地域や事業所の協力を得ます。また、自主防災組織の設立・支援など、地域における防火・消防体制の強化を図ります。

関連施策

(1) 防火意識の向上

①防火意識の啓発

多種多様な広報活動を通して防火思想の啓発を進め、町民一人ひとりの防火意識の向上を図ります。

②火災警報機の設置

住宅用の火災警報機の早期設置を促進します。

(2) 消防・救急体制の強化

①消防団員の処遇改善

消防団員アンケートを実施し、時代に即した組織体制を目指します。

②消防設備の充実

消防団活動に欠かせない消防設備の更新や消防機械器具の充実を進めると共に、防火水槽や消火栓等の整備拡充を図ります。

③救急車の利用についての啓発

患者が軽症で救急搬送が不要な場合には救急車の利用を控えるなど、適切な利用について町民に啓発します。

④救命講習会の充実

様々な機会を通じて普通救命講習会等を開催し、多くの町民が心肺蘇生法やAEDの使用方法等を体得できるよう努めます。

◆関連する計画

●川辺町地域防災計画

第5節 防犯・消費生活・交通安全

施策が目指す将来の川辺町

- 自主防犯組織が活発に活動して、犯罪者に狙われにくい地域となっています。
- 町民が消費生活に関する知識を高めており、消費トラブルが未然に防がれています。
- 高齢者や子どもが犯罪被害や交通事故から守られています。

現状と課題

- 高齢化の進展や独居老人の増加に伴い、高齢者を狙った犯罪や交通事故の被害が増える予想されます。
- 町内の刑法犯発生状況は、平成30年は42件ありましたが、平成17年からは減少傾向にあります。
- 犯罪の状況は、凶悪事件の多発、ひったくりなどの街頭犯罪や侵入犯罪の増加、少年犯罪の深刻化などが全国的に進んでおり、子どもが対象となる事件・事故も多発しています。また、高齢者を狙った「二重電話詐欺」や「架空請求詐欺」など年々巧妙になっており、被害が後を絶たない状況で、本町においても高齢社会や治安の悪化に対して、地域ぐるみで対策を強化することが課題です。
- 町内における防犯活動は、パトロールなどを行う自主防犯組織が14団体設立されていますが、構成員の高齢化や脱退など、その存続に課題があります。これら自主防犯組織が行うパトロールのための器材の支給を行っていますが、今後も地域における防犯活動や、関係機関との連携を強化し、犯罪者に狙われにくい地域づくりが必要です。
- 近年においては、訪問販売や通信販売などによる消費者被害に加え、高齢者などを狙った催眠商法や送りつけ商法、インターネットを使ったワンクリック詐欺や多重債務問題など、様々な消費者被害が増えています。
- 町民が正しい情報を選択できる賢い消費者になるためには、商品やトラブルについての適切な情報提供と啓発により、トラブルを未然に防ぐ必要があります。また、町民がトラブルにあった場合には再発防止が必要です。
- 広域消費生活相談室を1市3町（川辺町、美濃加茂市、坂祝町、富加町）で美濃加茂市役所内に設置し、専門の相談員3名により相談体制を確保しています。
- 交通安全協会では、毎月15日の「交通安全の日」や「交通安全週間」において地域の交通安全に寄与しています。交通事故の発生件数は、平成30年は10件で、ここ数年は横ばい傾向にあります。
- 車は生活のために必要な交通手段となっていますが、高齢運転者による交通事故が社会問題となっています。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
犯罪発生件数（件） ＊刑法犯の認知状況	49	43	10
消費生活センター（法定）の 設置件数（件）	0	1	1
窓口における有資格の消費生 活相談員数（人）	1	3	3
交通事故発生件数（件） ＊人身事故発生件数	38 (H25)	10	31

主要施策

（１）地域の防犯活動の強化

①自主防犯組織の充実

自主防犯組織の防犯リーダーの育成を図ります。

②自主防犯活動の支援

青色回転灯車などによる防犯パトロールや地域安全マップの作成、子どもや高齢者等の見守りなど、自主防犯活動に対する支援の充実を図ります。

③弱者を狙った犯罪の防止

高齢者を狙った悪質な詐欺や、子どもなどに対する犯罪を地域ぐるみで防止します。

（２）消費トラブルの防止・相談体制の充実

①消費トラブルの防止

様々な消費者トラブル等の情報収集を行うと共に、自治会、各種団体と共に未然に防止するための情報提供や啓発を強化します。

②消費生活相談体制の充実

消費者取引における被害の防止と救済が適切、迅速にできるよう、消費生活相談員を充実すると共に、県生活相談センターや広域の消費生活相談室と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。

（３）交通安全運動の強化

①交通安全運動の強化

地域や事業所が一体となって安全運転の啓発を強化すると共に、飲酒運転などの悪質な行為を無くすための啓発の強化や、運転能力が低くなった高齢者に対する免許返納などを啓発します。

関連施策

(1) 防犯意識の向上

①防犯に関する情報提供

町内の危険な場所や防犯情報を、インターネットやメール等を通じて情報提供を行うと共に、防犯講習会を開催するなどして防犯知識の普及を図ります。また、警察、加茂地区防犯協会、教育関係機関等との連携を強化して、防犯情報を町民に迅速に伝えます。

②防犯設備の充実

夜間の通行の安全と犯罪抑止のため、防犯灯を整備すると共に、防犯に強い住宅の設備設置等について周知を図ります。

(2) 防犯体制の強化

①関係機関との連携

川辺町生活安全推進協議会を中心に、近隣市町村や警察、各種関係団体が緊密な連携を図ります。

(3) 消費者意識の啓発

①消費に関する情報提供の充実

消費者自身が商品の選択などを的確に判断できるよう、広報誌などを通じて情報提供を充実すると共に、賢い消費生活を目指した学習会等の開催を支援するなど、消費者の意識を高めるための取り組みを進めます。

②環境に配慮した消費生活の支援

省エネ・省資源運動やリサイクル運動など、消費者の主体的な取り組みを支援することにより、環境に配慮した消費生活の実現を積極的に推進します。

(4) 消費者保護対策の充実

①事業所への立ち入り検査

商品の適正な表示等、食品・生活関連品の安全性確保のため、事業所への立ち入り調査を行います。

(5) 交通安全意識の啓発

①交通安全教育の推進

交通事故防止に関する知識の向上を図るため、年齢や対象者に応じた交通安全教育を進めます。

②交通安全思想の普及

交通安全協会等が行う活動を支援すると共に、毎月15日の「交通安全の日」や「交通安全週間」などの活動を通じて、交通安全意識を啓発します。

(6) 交通弱者に対する配慮

①安全な道路環境の整備

国、県、学校、PTA、地域等が連携して通学路の危険箇所を把握し、児童・生徒の安全確保に努め、また、交通量の多い道路や通学路を優先に歩道の整備や路面着色などの対策を施し、交通弱者にやさしい道路環境の整備を図ります。

②交通安全施設の整備

交通事情の変化に対応した交通規制の実施や、交通安全施設等の整備拡充を関係機関に要望します。

③高齢運転者へ支援

高齢運転者が購入する先進安全装備付きの自動車の購入経費の一部を補助します。

第2章

誰もが安心して暮らせるまちづくり

第1節 健康づくり・医療

第2節 地域福祉の推進

第3節 子育て支援

第4節 高齢者福祉

第5節 障がい者福祉

第6節 社会保障・生活相談

第1節 健康づくり・医療

施策が目指す将来の川辺町

- 町民が健康寿命の延伸を図るため、健康づくり活動に取り組んでいます。
- 妊娠・出産・子育てに安心と幸せを実感できるよう、地域ぐるみで子どもを育て、親子が共に成長しています。
- 町民がかかりつけ医を持つと共に、適切に医療機関を利用しています。
- 救急医療体制が充実し、町民が適切な医療を受けることができます。

現状と課題

- 第3期川辺町特定健康診査等実施計画・川辺町第2次健康増進計画に基づき、各種健康診査の受診率や健康増進事業の一層の向上を図ると共に、町民が自らの健康に関心を持ち、健康づくりに取り組んでいます。2025年には団塊世代が後期高齢者に移行し、介護・医療費等の社会保障費の急増が懸念されるため、青壮年期世代に対する生活習慣改善に向けた取り組みを重点的に行う必要があります。
- 現在、こども園・小中学校や地域の食生活改善推進員と協力し、食育教育に取り組んでいます。町民一人ひとりが自ら健康的な食習慣を身につけ実践し、次世代に伝えていくことが大切です。今後もライフステージに応じた栄養・運動・休養をバランスよく暮らしの中に取り入れ習慣化できるよう、支援することが課題です。
- さまざまな環境の変化に伴い、誰でも精神疾患を抱えたり自殺に追い込まれる可能性があります。そのため、川辺町自殺対策計画に基づき、住民への啓発と周知を行い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」に向けて取り組む必要があります。
- 社会環境や生活習慣の変化により出産・育児に関するリスクが高まっています。これまでも妊娠婦や乳幼児の健康増進に努めていますが、子育て世代包括支援センターとの連携を強化し、より一層親子のニーズに対応した保健事業を推進していく必要があります。
- 感染症対策としては、個人的防衛及び社会的防衛の観点から予防接種を積極的に推進し、接種率のさらなる向上に努めていく必要があります。
- 町内の7か所の医療機関により地域の医療体制が支えられています。しかし、医療への町民のニーズが複雑化・多様化しており、診療科目によっては近隣の専門病院や総合病院を利用する必要があります。安心して医療サービスを受けることができるよう、身近な「かかりつけ医」を持ち、医療機関や関連機関等との連携強化に努める必要があります。
- 救急医療については、可茂地域の市町村の協力により救急病院を支援しており、夜間や休日に町民が診療を受けられる体制や高度救急医療体制を整えています。
- 大規模な災害時に迅速かつ的確に救命救助を行うため、町民に対して初期の処置や応急手当の知識の普及啓発を行い、重症者から救う災害医療の周知を図ることが必要です。
- 乳幼児、障がい者、母子・父子家庭等に対し、医療費助成を行っています。乳幼児については対象を18歳まで拡充し、町民の健康と福祉の増進を図っています。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
特定健診受診率 (%)	41.7% (H24)	41.7% (H29)	51.0%
特定保健指導実施率 (%)	67.5% (H24)	59.3% (H29)	60.0%
健康で生きがいをもって毎日 をすごしている人の割合 ＊住民意識調査 (%)	50.2%	48.8%	55.0%
医療施設、夜間・休日診療の 体制についての満足度 (%) ＊住民意識調査	27.9%	43.1%	45.0%

主要施策

(1) 保健事業の推進

①健康増進計画の推進

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、第2次健康増進計画に基づき、各種がん検診、特定健康診査に関連する検査及び健康相談、健康教育、歯科保健事業等を推進します。

②母子保健事業の推進

不妊治療費助成事業や妊婦健康診査費の助成、出産育児奨励事業の充実を図り、子どもを望む世帯への経済的支援を推進します。

妊産婦・乳幼児の各種健康診査・相談事業を充実し、疾病の早期発見、早期治療並びに育児不安の軽減や虐待防止を推進します。

(2) 医療の有効な利用の促進

①かかりつけ医の確保

町民の健康管理を保持・増進するために身近なかかりつけ医を町民が積極的に持つことを促します。

関連施策

(1) 保健事業の充実

①成人保健の充実

がん検診事業、国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業を実施するとともに、健康的な生活習慣を確立することができるよう、健康教育、健康相談、訪問指導などを推進します。

②感染症予防対策

感染症に対する正しい知識と予防意識の普及啓発を図り、結核健診や予防接種の受診・接

種率を向上させ、感染症予防と感染拡大防止を図ります。

③こころの健康づくり事業の充実

川辺町自殺対策計画に基づき、生きることの包括的な支援を実現させるために、相談事業の充実と関係機関との連携及び地域におけるネットワークの強化を図ります。

（2）健康づくり活動の支援

①健康づくり活動の充実

保健、医療、体育関係者等の連携を強化し、ダム湖遊歩道のウォーキングやトレーニング機器を活用した運動、各種の軽スポーツ教室、地域スポーツクラブとの共催イベント等により、健康づくり活動の充実を図ります。

②食生活の改善と食育の推進

「食生活改善推進協議会」の活動の支援を充実すると共に、食育推進基本計画に基づき、教育や産業振興などとの連携を図りながら食育を推進します。

（3）健康管理・指導体制の充実

①保健指導の体制の充実

保健事業を適切に実施するため、保健師や看護師、管理栄養士等の充実と研修等による資質の向上を図るとともに、保健と福祉、医療の関係機関の連携を強化して、よりの確で迅速な保健指導に努めます。

（4）健康管理システムの活用

①健康管理システムの充実と活用

健康診査、がん検診、予防接種及び母子保健事業等のデータを一元的に管理し、確実な対象者の把握とその結果を生かした保健指導の充実を図ると共に、マイナンバー制度における情報連携を行うため、健康管理システムを活用します。

（5）地域医療の充実

①病診連携、休日急患診療の継続

医療の専門化、高度化など多様化するニーズに対応した、よりよい医療サービスが提供されるよう医療機関相互の連携と機能分担のための病診連携、休日急患診療を促進します。

②救急・災害医療の啓発

災害時に備えて、応急手当普及員を養成し、普段からの救急・災害医療に関する知識の普及啓発を図ります。また、災害時に迅速かつ的確な医療を確保するために、加茂医師会との連携を強化します。

③初期の救命方法の普及

消防機関と連携して、AED の使用方法や応急手当などについて町民に普及を図ります。

（6）福祉医療の支援

①福祉医療制度の継続

町民の経済的負担の軽減のために、町民ニーズや医療費の動向を勘案しながら、福祉医療の助成制度を継続します。

◆関連する計画

- 川辺町第2次健康増進計画
- 第2期川辺町データヘルス計画及び第3期川辺町特定健康診査等実施計画
- 川辺町自殺対策計画
- 川辺町子ども・子育て支援事業計画
- 川辺町地域防災計画
- 川辺町災害医療救護計画
- 新型インフルエンザ等対策行動計画

第2節 地域福祉の推進

施策が目指す将来の川辺町

- 日ごろから地域で声をかけ合い、お互いに顔が見え、助け合う関係がつくられています。
- 関係機関や地縁組織、ボランティア等が連携して、きめ細かな地域福祉活動を展開しています。

現状と課題

- 誰もが地域において安心して快適に暮らし続けることができるためには、町民同士が支え合い、自立と社会的な役割を担う意識を持って地域社会を築く必要があります。
- 近年、地域社会のつながりが希薄化し、家庭や地域の相互扶助機能は弱体化しています。また、福祉への関心は高いものの地域福祉活動は必ずしも盛んではないため、高齢化が進む中で改めて多くの町民が地域福祉活動に参加する必要があります。
- 地域福祉の担い手として期待されるボランティア団体やNPO法人に対して、情報提供や活動拠点の確保などの支援を行うと共に、関係機関が連携した地域福祉活動や、町民同士の支えあいが必要です。
- 地域の見守りを充実するために、住民同士のつながりはもちろんのこと町内の要援護者見守りネットワーク登録事業者等関係機関と連携し、日頃から地域の見守りを行っています。
- 「やすらぎの家」は町民の憩いの場として活用されています。今後も、地域福祉の拠点として広く町民に活用してもらえるよう利用促進を図る必要があります。
- 福祉バスは、高齢者等の移動手段として各地域と主要施設等を結んでおり、地区別運行にみのかもコースの追加により利用者数は増加しています。今後は、高齢者の運転免許証返納等に備え、公共交通手段としての役割を担う必要があります。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
地域で困った人を支え合う体制づくりについての満足度 (%) *住民意識調査より	42.3%	43.5%	47.0%
やすらぎの家の利用者数 (人)	38,000	40,623	42,000

主要施策

（１）地域における見守りの充実

①要援護者の見守りネットワークの充実

日ごろから地域における高齢者等要援護者の見守りを充実させるために、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、要援護者見守りネットワーク登録事業者などの地域の関係機関との連携を今後も強化します。

（２）集いの拠点の充実

①やすらぎの家の充実

やすらぎの家を地域福祉の拠点として位置づけ、老若男女を問わず多くの町民の憩いの場としての利用促進を図ります。

関連施策

（１）地域福祉推進体制の強化

①地域福祉計画の推進

「地域福祉計画」を定期的に見直すと共に、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図りながら地域福祉の充実に努めます。

②地域福祉推進体制の充実

社会福祉協議会の機能の強化を支援し、福祉事業の拡充を促して、一層の地域福祉の増進を図ります。町民、社会福祉協議会、事業所、ボランティア団体等と連携して、地域福祉推進体制の充実を図ります。

③保健・医療・福祉の連携強化による地域福祉の推進

保健・医療・福祉の連携をさらに強化し、よりきめ細やかな地域福祉事業の充実を図ります。

（２）地域福祉活動の推進

①地域福祉活動団体の育成

社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉の推進主体となるNPO法人やボランティア団体などの育成を図ります。

②地域福祉活動のための支えあい

町民相互のつながりを深めるため、身近な地域の中で町民同士がふれあえる場づくりの推進や、交流の場の充実を図り、地域全体で支えあうまちづくりを推進します。

（３）福祉バスの充実

①福祉バスの利便性の向上

福祉バスについて、地域住民の利便性とコストについて検討すると共に、利用促進を図ります。

◆関連する計画

- 川辺町地域福祉計画
- 川辺町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画

第3節 子育て支援

施策が目指す将来の川辺町

- 子どもを安心して生み育てやすい環境が向上しています。
- 子どもを健やかに育てる地域の意識が一層高まり、子育て支援の活動が盛んになっています。
- 子育てしやすい環境が整い、若い世代の定住が進んでいます。

現状と課題

- 出生率の低下や晩婚化などによる少子化の傾向が続いており、核家族化や就労する母親の増加、地域社会の人間関係の希薄化に伴い、地域における子育て意識の低下と子育てに対して不安を持つ親が増えています。
- 就労する母親の増加に伴い、多様化する保育ニーズに対応するとともに、認定こども園への移行を契機にして幼児コースの受入れも充実してきました。今後は、子育て世代の男女が共に働き、家庭と両立できる環境の整備などのワーク・ライフ・バランスの実現が課題です。
- 育児に関する悩みや不安をもった親の増加に伴い、子育てに関するさまざまな情報の提供やあらゆる相談への迅速な対応をするため、各関係機関が連携し、相談窓口の充実を進めてきました。
- ことばの発達や発育に偏りのある子どもが増加しており、子どもの発達に応じた適切な療育と親への支援を進めてきました。子どもの置かれている状態は千差万別であり、それに応じて、最適な支援を行うために関係機関の連携を強化することが課題です。
- 児童虐待の防止のために、要保護児童及びDV防止対策地域協議会を開催して早期発見と防止を進めてきました。今後は子育て世代包括支援センターの設置に伴い、妊娠期からの子育てに関する相談体制を整える必要があります。
- 定住人口の増加を図るために、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、ひとり親家庭に対して自立に向けた支援を充実してきました。また、活力ある社会を維持するためには女性が活躍できる環境を整える観点からも子育て支援の一層の充実が求められています。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
保育の環境や子育て支援の充実についての満足度 (%) * 住民意識調査	60.5%	62.4%	64.5%
小中学校 1 学年あたりの平均児童生徒数 (人) * 学校基本調査	96.4	88.2	85.0

主要施策

(1) 子どもを産み育てやすい環境づくり

①出産と育児の奨励

子どもを産み、育てやすいように支援する出産育児奨励金制度の周知を図ります。

②子育ての経済的負担の軽減

子育て世帯における経済的負担の軽減を図るために、医療費助成などの制度を継続します。

「ぎふっ子カード」や福祉医療制度の周知を図ります。

(2) 未就学児保育・子育て支援の推進

①総合的な子ども・子育て支援の推進

乳幼児期から園児、児童期までの切れ目ない子育て支援を行うために、子育て世代包括支援センターによる取組の充実など「子ども・子育て支援事業計画」の推進を図ります。

②未就学児を対象とした子育て支援

未就学児の知育や体力づくりを認定こども園において進めるとともに、子育て支援として活躍できる人材育成に努めます。

③保育における教育の充実

認定こども園において、一人ひとりの子どもの実態を把握し、成長に合わせた支援を推進します。

関連施策

(1) 子どもの発達の支援

①おおぞら教室の充実

ことばの発達や発育に偏りのある子どもの成長と能力向上を一層支援するために、おおぞら教室の運営内容の充実と、施設の整備を推進します。

②関係機関の連携による一貫した発達支援

保健福祉、医療、認定こども園、学校が連携を図り、幼児から就学まで一貫した発達支援を図ります。

(2) 保育・子育て環境の充実

①安全安心な保育施設の管理運営

安心して子どもを預けることができ、また、子どもが安全な環境で過ごすことができるように、保育施設の管理運営を適正に行います。

②多様化する保育ニーズへの対応

延長保育、休日保育、一時保育、障がい児保育、未満児保育、発達相談など多様化する保育ニーズへの対応を図ります。

③放課後児童クラブ等の充実

放課後や休日に、保護者が家にいない子どもが安全に過ごせる居場所づくりを行うために、「放課後児童クラブ」や「わくわく子ども教室」の内容の充実を図り、よりよい運営に努めます。

(3) 相談窓口の充実

①子育て相談の充実

子育てに関する相談窓口を一本化するために子育て世代包括支援センターを設置し、子育て

てについての相談窓口の充実を図り、関係機関と連携した支援を強化すると共に、保護者同士の交流機会の充実を図ります。

②児童虐待の防止

児童虐待に係る相談等に対し、「要保護児童及びDV防止対策地域協議会」や関係機関と連携を強化して児童虐待などの早期発見と適切な保護を図ります。

(4) 家庭・地域における子育て支援

①家庭の教育力向上

子どもの発達段階に応じた、乳幼児学級、家庭教育学級、各種研修や家庭教育講演会の充実を図り、しつけや育児に対する情報提供を推進します。

②多世代交流の推進

地域ぐるみの子育てを強化するために、地域における子どもの見守りや、子どもから高齢者までの世代間交流を推進します。

③ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の経済的支援のために、医療費の助成や母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの活用と各種手当、福祉制度の周知に努めます。

◆関連する計画

●川辺町子ども・子育て支援事業計画

第4節 高齢者福祉

施策が目指す将来の川辺町

- 高齢者が健康づくりの意識を高めて、介護を予防するための活動に取り組んでいます。
- 高齢者が、要介護状態になっても住み慣れた地域で、多様な支援を受けて安心して生活しています。
- 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、健康で生きがいに満ちた暮らしを送っています。

現状と課題

- 本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は31%を超え、高齢者単身世帯も増加し、要介護認定者数は520人に達しています（平成30年度9月現在）。高齢化の進行に伴い、要援護高齢者の増加が予測されると同時に、介護保険サービスの利用が増加傾向で、介護保険財政基盤の維持が大きな課題となると考えられます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、地域包括支援センターをはじめとする多様な主体による支援体制を整備し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立が重要です。
- 高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、生きがいつくりや介護予防につなげる取組が重要です。
- 本町では、高齢者の生きがいつくりや閉じこもり防止のため、社会福祉協議会が主となって地区公民館を拠点として「ふれあいサロン」を実施しています。さらに、高齢者が心身共に健やかかに暮らすために、福寿会や生涯学習の機会、能力を活用する機会の充実が必要です。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
65 歳以上の人口のうち 要介護認定者の割合(%)	15.0%	15.7%	17.3%
ふれあいサロンの実施 箇所数(箇所)	21	30	27
高齢者への福祉サービ スについての満足度(%) *住民意識調査	59.2%	56.5%	63.0%

主要施策

(1) 介護予防の推進

①地域支援事業の推進

高齢者が要支援・要介護状態にならないように、「高齢者保険福祉計画」及び「介護保健事業計画」に示している介護予防の強化や、要支援・要介護認定者のケアプラン作成を的確に進めます。

(2) 日常生活の援助

①高齢者の見守りの充実

高齢者のみで暮らしている世帯が、地域で安心して暮らせるよう、緊急通報装置の設置や配食サービスの充実と共に、地域における見守り活動の充実を図ります。

②日常生活の支援

地域における高齢者の多様な生活ニーズに応えるため、NPO・民間企業・ボランティアなどの多様な主体が協働しながら地域全体での支援体制を構築します。

関連施策

(1) 高齢者福祉サービスの充実

①高齢者保険福祉計画と介護保険事業の推進

高齢者の保険福祉施策の総合的な推進を図るため、「高齢者保険福祉計画」及び「介護保険事業計画」を定期的に見直すと共に、高齢者福祉の一層の推進を図ります。

②地域包括ケアシステムの推進

地域ケア会議（※）における介護支援、介護予防対策、高齢者虐待防止対策等の総合調整機能の強化を図ります。医療・介護・福祉・生活支援等の支援体制を確立します。

(2) 高齢者の生きがいづくり

①高齢者の生きがいづくり

高齢者の自立を促すふれあいサロン事業、健康づくり活動などの生活支援や教養を高める生涯学習、サークル活動などにより生きがいづくりを推進します。

②高齢者の社会参加の推進

高齢者が福祉、教育、環境保全、まちづくり等さまざまな活動に積極的に参加できるよう、福寿会や高齢者サークルなどの自発的な活動を促します。

③シルバー人材センターの支援

シルバー人材センターの活動を活性化するため、センターの活動を町民に周知すると共に、活動の支援をします。

◆関連する計画

- 川辺町地域福祉計画
- 川辺町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画

※：地域ケア会議

保険者または地域包括支援センターの主催により、包括支援事業の一環として、サービス担当者以外の第三者を交え、個別ケースの支援内容の検討のほか、これらを通じて地域包括

支援ネットワークの構築、自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域課題の把握等を行うために行われるもの。

第5節 障がい者福祉

施策が目指す将来の川辺町

- 障がい者が住み慣れた地域で、必要な福祉サービスを適切に利用して、安心して生き生きと自立した生活を送っています。
- 地域の人々が障がい者のことを理解し、共に生きる社会環境になっています。
- 障がい者も地域での役割を積極的に果たしています。

現状と課題

- 本町の身体障害者手帳所持者数は471人、療育手帳所持者数は113人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は68人であり、今後も増加することが予想されます（平成30年4月現在）。
- 障がいのある人となない人が、共に安心して生活を送るためには、互いに理解し協力し合う社会を構築することが重要です。障がい者の社会参加の機会を創出するために外出のための費用を補助していますが、地域社会などにおいても町民が障がい者を理解して参加機会を広げることが課題です。
- 今後とも障害者福祉施設等の関係機関と連携して、障がい者の社会参加や能力開発を促進し、障がい福祉サービスを充実させていくことが課題です。
- 相談体制の充実として、健康福祉課に基幹相談支援センターを設置していますが、困難事例に対応するため、委託先の相談支援事業所と連携していく必要があります。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
障がい者(児)への福祉サービスについての満足度(%) *住民意識調査	50.3%	51.4%	56.0%

主要施策

(1) 障がい者の社会参加の促進

①障がい者の社会参加の促進

地域において障がい者に対する理解が一層深まるよう、地域活動やボランティア活動などへ障がい者の積極的な参加を促します。

(2) 障がい者の相談支援の充実

①障がい者の相談と虐待の防止

障がい者に対する相談支援体制の充実を図り、身体、知的、精神それぞれに合った総合的な支援を行うと共に虐待の防止に努めます。

②成年後見人制度の利用促進

障がい者の増加に伴い、成年後見人制度の利用者が増えていくことが想定されるため、広域で成年後見制度中核機関の設置等を行います。

関連施策

(1) 障がい者福祉サービスの充実

①障がい者の総合的な支援

障害者総合支援法による福祉サービス、児童福祉法による障がい児福祉サービス、地域支援事業を実施し、障がい者が必要なサービスや制度を利用して安心して自立した生活を送ることができるように、各種サービスの充実と体制の整備を図ります。また、重度障がい者の自立的な生活を促すために、タクシー券、ガソリン代を支援します。

②障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づいて、障がい者の保健福祉施策の総合的な推進を図ります。また、障がい者の個々の状態に応じた適切なサービスの提供に努めます。

(2) 自立と社会参加の支援

①バリアフリー化とユニバーサルデザインの導入

障がい者などが外出しやすい環境をつくるために、公共空間やよく利用される店舗などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン(※)の導入を促進します。

②障がい者雇用の促進

障がい者の能力や特性に応じた就労機会が得られるよう、福祉的就労の機会の充実や就労後の定着に向けた支援等、関係機関や町内外の事業所と連携して障がい者の雇用の促進を図ります。

◆関連する計画

- 川辺町障がい計画
- 川辺町障がい福祉計画
- 川辺町障がい児福祉計画

※ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力のいかに問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

第6節 社会保障・生活相談

施策が目指す将来の川辺町

- 国民健康保険や介護保険など、各種の社会保障制度が適切に運営され、町民が安心して生活を営んでいます。
- 町民が生活する上で生じる多様な問題や悩みについて、気軽に町行政や相談員に相談しています。

現状と課題

- 国民健康保険や後期高齢者医療保険は、医療技術の高度化、高齢化の進行により医療費が増加の一途をたどっており、保険財政は不安定になっています。このため、医療費を抑制することや、保険税（料）の収納を確実にすることが必要です。
- 介護保険の保険給付費は、高齢社会の進展に伴い、制度が創設された平成12年度から平成27年度にかけ増加し続け、以降、横ばいで推移しています。介護保険財政の健全な運営をするため、介護予防事業に一層取り組む必要があります。
- 国民年金は未加入者・未納者が増加傾向にあるため、制度に対する理解と信頼を高めることにより加入・納付を促進する必要があります。
- 現在、国が進める社会保障と税の一体改革において、現行の保険制度の見直しが図られており、後期高齢者制度の見直しや、平成30年度から各都道府県単位による国民健康保険事業運営が開始されています。
- 変革期にある各種公的医療・年金制度を正しく周知し制度に関する理解促進と、収納率の向上、医療費の適正化を図ることが求められています。
- 低所得者対策の周知を図り、自立を促しながらその適正な運用に努めることが課題です。
- ライフスタイルの多様化や社会の変化に伴って、町民が抱える生活問題は複雑になっており、また、地域社会の変化に伴い、町民が生活する上で困りごとを相談することができる身近な人がいない場合もあり、専門的な相談・支援のニーズに対応することが課題となっています。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2017年 (平成29年度)	2024年 (令和6年度)
国民健康保険税の収納率 (%) (現年分)	96.58%	96.55%	97.00%
国民健康保険の一人当たりの 医療費 (円)	318,191	361,439	392,000
後期高齢者医療保険の一人当 たりの医療費 (円)	776,290	798,178	840,000

介護保険の一人当たりのサービス費（円）	1,675,000	1,486,873	1,643,000
---------------------	-----------	-----------	-----------

主要施策

（１）国民健康保険の充実

①国民健康保険の運営の強化

高齢化に伴う医療費増、税収減の中で、事業運営主体である岐阜県と連携し、被保険者の急激な保険税負担増とならないように、持続可能な保険財政基盤を確立します。

（２）相談しやすい環境づくり

①相談員の充実と関係機関との連携

民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員など、相談員の体制を充実すると共に、川辺町社会福祉協議会や弁護士会などが開設する各種相談等の周知を図り、相談しやすい環境を充実します。

関連施策

（１）社会保障制度の適正運営

①医療や介護サービスの適正利用

医療費や介護サービス費の抑制に向けて、町民に体力づくりや健康づくり、食育などを進め健康増進を促すと共に、医療や介護サービスを適正に利用することを啓発します。

②国民健康保険の運営強化

国保財政を健全運営するため、保険税の見直しや収納率向上に努めると共に、特定健診等の受診率の向上、医療費適正化のための医療費通知の実施、ジェネリック医薬品の普及促進、レセプトの点検の強化などを推進します。

③介護保険事業の運営強化

介護保険事業計画に掲げる介護予防事業や介護サービス事業を計画的に推進すると共に、介護保険制度を周知徹底して収納率の向上を図ります。

④後期高齢者医療事業の運営強化

関係市町村及び岐阜県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、安定した制度運営と町民の健康づくりを推進します。

⑤年金制度の運営強化

未納者や未加入者を出さないよう、年金機構と連携して普及活動を行います。特に外国人についてはわかりやすい説明を行います。

（２）生活弱者への支援

①生活相談の充実

民生委員・児童委員と連携しながら生活弱者の実態を把握し、適切な救済を進めると共に、自立支援を促します。

②生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会との連携により、生活福祉資金貸付制度に関する適切な情報提供に努めると共に相談業務や制度利用を促進します。

（３）生活相談の体制の充実

①職員の業務に関わる知識の向上

町行政が行う事務のほか、関連する事務について町民からの相談に応えられるように職員の知識向上を図ります。

②生活相談への適切な情報提供

町民からの相談に対して、国や県の機関と連携して正しい情報が迅速に提供できるよう努めます。

◆関連する計画	●川辺町人権施策推進指針 ●介護保険事業計画
---------	---------------------------

第3章

みんなで学び合うまちづくり

第1節 学校教育

第2節 青少年の育成

第3節 生涯学習・文化財保護

第4節 スポーツ

第1節 学校教育

施策が目指す将来の川辺町

- 児童・生徒が安全な環境のもと、安心して健康的な学校生活を送っています。
- 学校、家庭及び地域が一体となって、信頼と特色ある学校づくりに取り組んでいます。
- 児童・生徒の確かな学力と生きる力が高まり、思いやりの心が育っています。

現状と課題

- 子どもの豊かな人間性や社会を生き抜く力を養うためには、小中学校における学校教育が重要な役割を果たします。本町においては、3つの小学校と1つの中学校で義務教育を行ってきましたが、少子化が進み児童・生徒数は減少傾向にあり、小学校の再編についても検討をはじめたところです。
- 人間性豊かな児童・生徒の育成を目指して、学校・家庭・地域が一体となった特色ある教育や、国際化、情報化などの社会環境の大きな変化に対応できるよう教育内容や施設設備の充実を図っています。
- 社会環境の急激な変化に伴い、児童・生徒の自立の遅れや問題行動、学習意欲の低下など様々な問題が生じており、きめ細やかな対応に努めることが課題です。
- 自ら考え正しく判断できる力、自らを律する意志、他人を思いやる心、郷土・自然を慈しむ「心の教育」の推進が必要となっています。
- 全国的に、子どもが巻き込まれる事件の続発など深刻な問題に直面しており、子どもたちに安全安心な学校環境を提供することや、地域、家庭と共に、安全な地域づくりを進めることが課題です。
- 児童・生徒の「生きる力」を育むため、子どもの確かな学力の向上と、児童・生徒が自ら考える力を養い、創造力を高めることが課題です。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒も、それぞれの状態に応じて学ぶことができ、能力を伸ばすことができる環境を提供することが課題です。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
児童生徒 1 人あたりの年間図書貸し出し冊数 (冊)	49.8 (H24)	76.1	85.0
「アカヤシオ賞」の受賞者数 (延べ数) (人)	19	53	100
夢や目標をもって生活している生徒の割合 (%) * 中学生意識調査	—	61.7%	65.0%
小・中学校などの教育環境の充実についての満足度 (%) * 住民意識調査	63.9%	61.3%	66.0%

主要施策

(1) 安心して学べる教育環境づくり

① 小学校の将来計画

学校施設の老朽化や児童数の減少が見込まれる中、町民や関係者の意見を聴取し、小学校統合を目指した学校整備計画の策定を進めます。

② 安全安心や地球環境に配慮した学校の整備

児童生徒の心と体の健康と安全、地球環境、さらには避難所としての防災機能にも配慮した学校施設の整備を推進します。

③ 子どもの心を耕す教育環境の整備

子どもたちが本に親しむ機会を提供するために、図書及び学校図書室環境の充実を図ります。

(2) 健やかで心豊かな人づくり

① 健やかで豊かな心の育成

次代を担う川辺の子に、人と地域との関わりを大切にする心、郷土に誇りを持つ心、ふるさと「かわべ」を愛する豊かな心を醸成します。

② 生きる力の育成

子どもたちの「生きる力」を育むために、学校教育や家庭教育を通じて、子どもたち一人ひとりの確かな学力の向上を目指します。

③ 次代を担う子どもの育成（アカヤシオ賞〔子ども表彰〕※1）

子どもの優れた活動を認め、これを表彰することによって子どもの健全な育成を一層図ると共に、次代を担う人材育成を推進します。

④ 国際交流の推進

ホームステイによる生活体験などを通じて視野を広め、国際性が豊かな人づくりを推進します。

（3）成長を支える特色づくり

①地域の特性を生かした教育の推進

健やかで創造的な子どもを育むために、ボートやカヌーの体験学習、環境教育などを通し、地域の特性を生かした特色ある教育を推進します。

②つながりを生かした教育の推進

こども園、小学校、中学校等の連携を強化したり、地域の人材を活用したり、つながりを生かす教育を推進します。

関連施策

（1）安全教育の推進

①安全対策の推進

学校及び地域との連携による防犯活動を強化し、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう安全対策を推進します。

②安全教育の推進

子どもたちに対する安全教育を創意工夫して推進し、自ら命を守る子どもの育成を目指します。

（2）信頼される学校づくり

①継続的な学校運営の改善

学校による自己評価及び学校評議員・保護者等による外部評価を実施し、評価結果に基づいた改善を図り、教育の質の向上を目指します。また、目標を設定し、その達成状況を検証することにより、継続的に学校運営の改善を図ります。

②開かれた学校づくり

「あらたまの日」などを通して、保護者、地域住民への教育活動の公開、地域の教育力の活用、学校からの情報提供などにより、開かれた学校づくりを推進し、保護者、地域住民が学校運営を一層支援できるように促します。

（3）確かな学力の向上

①基礎学力の向上

児童・生徒の学力向上のため、年間を通した授業計画により、学習における基礎・基本の徹底を図ります。

②学習指導の充実

常に基礎学力の定着を把握すると共に、指導方法の改善や学習支援員を配置する等により、個々に応じた細やかな学習指導を進めます。また、外国人指導助手の配置による英語指導やタブレット等による情報教育の充実を図ります。

③読書活動の推進

読書推進計画(※2)をもとに、子どもたちが本に親しむ機会を増やします。

（4）心と体の健康づくり

①いじめ、不登校等への早期の対応

いじめ、問題行動、不登校等の問題は、常に関係者間の連携を密にして早期の対応が取れる体制を築きます。また、スクールカウンセラー、心の相談員等の教育相談体制の充実を図ります。

②児童生徒の健康増進

子どもたちの健全な体づくりを行うため、体育・スポーツ活動を通し、健康増進・体力向

上を推進します。

③食育の推進

児童・生徒の健康の維持増進を図るため、学校保健及び学校給食の充実と、地域と連携した食育・食農教育を推進します。

④給食センターの充実

給食センターの改修と共に、食の安心・安全を確保しながら効率的な運営を図ります。

(5) 特別支援教育の推進

①個別指導計画に基づいた教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、個別の支援計画や指導計画を充実させ、個人の能力に合わせた学習ができるように指導を推進します。

②教育相談の推進

早期発見、早期療育に取り組むことができるよう、教育相談活動の一層の充実を図ります。

※1：アカヤシオ賞

明日を担う子どもたちの、学習、スポーツ、文化、ボランティア等における優れた成績や活動を表彰する制度。川辺町最高峰の野古山山頂付近に寒さに耐え、春になると可憐な花をつける「アカヤシオツツジ」から命名したもの。

※2：読書推進計画

豊かな読書活動を通して、子どもの表現力や思考力を高め、情操や創造力を豊かにし、人生をより深く生きることができる読書力を育成していくことを目的した計画。

第2節 青少年の育成

施策が目指す将来の川辺町

- 青少年が健やかに暮らせるように、安全で安心して生活できる環境が整っています。
- 地域が一体となって、青少年を見守り育成しています。
- 青少年が生き生きと社会活動に参加しています。

現状と課題

- 地域における人間関係が希薄化すると共に、社会の先行きが不透明な中で少年非行の発生や、不登校、いじめ、児童虐待の発生などが懸念されます。
- 心身共に発達途上にある青少年は、情緒的にも不安定であり、その悩みに的確に応えることが課題です。また、青少年の問題行動を未然に防止するため、家庭や地域で青少年を育む意識を高めることや、青少年が地域や社会の活動に参加する機会を提供することが必要です。
- 青少年育成町民会議は昭和49年に発足以来、青少年の健全な育成を図る取り組みを進めてきており、引き続き社会の状況に応じて活動を充実することが必要です

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
中学生のボランティアへ参加したことがある割合(%) * 中学生意識調査 * 地域のボランティアも含む	86.6%	85.3%	93.0%
子ども達とあいさつをしたり見守っている人の割合(%) * 住民意識調査	57.5%	53.1%	62.5%

主要施策

(1) 青少年が安心して暮らせる環境づくり

① 青少年が安心して暮らせる環境づくり

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある施設等が設置されたり、書店やコンビニエンスストア等で有害図書等が陳列・販売されないよう、啓発やパトロールに努めると共に関係機関と連携して対策を図ります。

(2) 青少年の社会参加

① 青少年の社会参加機会の充実

ふれあい集会や様々な体験活動などを通じて地域社会への参加を促すと共に、ボランティア、イベントなどあらゆる機会を利用し、青少年の社会参加を促します。

②青少年の社会参加の促進

青少年の地域社会活動に対して、アカヤシオ賞（子ども表彰）を授与するなど、参加に対する喜びを与えることにより、自主的な社会参加を促します。

関連施策

（１）青少年の健全育成

①青少年の相談体制の充実

青少年の悩みに対する相談の充実を図り、適切な対応に努めます。

（２）青少年健全育成活動の充実

①青少年健全育成活動の充実

青少年育成町民会議の取り組みに対し助言や支援をし、各種活動を促すと共に、地域の協力を得ながら指導者の発掘・育成に努めます。

（３）家庭・地域における教育力の向上

①家庭における教育力の向上

家庭教育学級や家庭教育講演会を開催し、家庭における「しつけ、食事、ふれあい」の実践を促すと共に、「家庭の日」の周知に努めます。

②地域における教育力の向上

青少年育成の推進役である青少年育成推進指導員や地区推進委員を中心として、青少年に望ましい地域づくりを図ります。また、あらたまプラン推進協議会や小中学校と連携しながら「あいさつ運動」を展開し、地域で子どもを育む意識づくりを推進します。

③家庭における安心して暮らせる環境づくり

青少年がインターネットにおける犯罪などのトラブルに巻き込まれないよう、ケータイ安全安心講習会等を開催し、家庭におけるネット社会に対する意識づくりを推進します。

◆関連する計画

- 川辺町青少年育成町民会議
- 川辺町あらたまプラン

第3節

生涯学習・文化財保護

施策が目指す将来の川辺町

- 若年層から高齢者までが自主的に学びやすい環境と機会が整っています。
- 生涯学習に取り組む自主的な団体やサークルの活動が盛んになっています。
- 中央公民館と北部公民館、図書室が生涯学習の拠点として利用されるなど、多様な活動が行われています。
- 町民が気軽に文化・芸術に親しむことができ、自主的な活動が盛んになっています。
- 文化財について町民が理解を深め、文化財の保護に協力しています。

現状と課題

- 中央公民館、北部公民館、図書室を生涯学習の拠点として、各種サークルによる自主的な活動や講座等が行われています。
- 町民の価値観は自己実現や社会貢献などで、地域生活の身近な課題などに関心が高まっていることから生涯学習に対するニーズは変化しており、それぞれに対応した学習機会の充実と情報の提供を行うことが課題です。
- 生涯学習活動は行政のみが機会を提供するのではなく、町民自らが活動する環境をつくることが重要であり、各種サークルへの支援が課題です。
- 中央公民館、北部公民館、図書室は生涯学習活動の拠点となっており、適正な管理が必要です。また、他の公共施設を活用して、多世代が学びやすい環境をつくる必要があります。
- 中央公民館は文化・芸術活動の拠点ですが、施設規模等の制約があるため、近隣市町村の施設との情報交換や連携により、多様なニーズに対応していく必要があります。
- 文化協会を中心に、文化・芸術活動が行われていますが、会員の高齢化による会員減少が課題であり、サークルへの新規加入の促進、情報提供が必要です。
- 町民が豊かな心の醸成とゆとりある生活を営むため、誰もが文化・芸術活動に親しむ機会の提供と気軽に参加できる機会を増やすことが必要です。
- 町指定文化財は、飛騨川の水運が盛んになった江戸時代の彫刻や史跡を中心に数多くあります。文化財を末永く後世に引き継ぐためには、町民が本町の歴史や文化財に対する理解を深める必要があります。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
公民館の年間利用者数 (人)	31,404 (H25)	24,421	26,000
町民 1 人当たりの年間の図書 の貸出冊数 (冊/人)	2.47	1.89	2.70
生涯学習や趣味、スポーツに 取り組んでいる人の割合 (%) * 住民意識調査	26.5%	31.0%	40.0%
生涯学習等の機会の提供に関 する満足度 (%) * 住民意識調査	53.0%	57.3%	60.0%

主要施策

(1) 生涯学習のための環境の充実

① 全ての年齢層に対応した施設づくり

若年層から高齢者までが利用しやすい生涯学習施設の適正な管理と公共施設の活用を図ります。

(2) 生涯学習の機会の充実

① 生涯学習講座等の運営の充実

生涯学習講座等の運営を充実させるため、講座講師との連携により、町民自らが企画運営を図れるように努めます。

② 文化・芸術に親しむ機会の充実

まなびピア川辺（公民館まつり）や芸術劇場、文化講演会を開催して、町民誰もが文化・芸術に触れる機会や参加できる機会の充実を図ります。

(3) 文化財の継承

① 文化財の保護・保存

文化財保護の理解を深め、有形・無形の文化財の保護のため、各関係者と連携を図ると共に、巡視活動や町民の協力を得られるよう周知に努めます。また、保存する貴重な民具・資料の企画展示などでの活用を図ります。

関連施策

(1) 生涯学習機会の充実

① 各種講座・教室の充実

町民のニーズに対応した自己実現のための教室や、社会貢献のための各種講座を充実しま

す。

②自主的活動の支援

生涯学習に対する多様なニーズに対応できるよう指導者の発掘に努めると共に、自主活動団体やサークル活動などと連携し、その情報提供により市民の学習機会の充実に努めます。

（2）公民館の運営充実

①中央公民館、北部公民館の運営充実

生涯学習の拠点として誰もが快適に利用できるよう、利用規則の徹底を図りつつ、利用者の視点に立った公民館運営に努めます。

（3）図書室の充実

①図書室の利便性向上

ホームページや広報誌などを活用して図書等の紹介を行うと共に、情報資料・蔵書の充実や県図書館とのネットワークなど利便性の向上を図ります。また、公民館活動と連携した図書室自身のイベントの企画運営を推進します。

（4）文化・芸術の振興

①文化・芸術情報の提供

近隣市町村の事業等を含め、文化・芸術に親しむことができる機会の情報提供に努めます。

②文化・芸術活動の支援

文化・芸術活動の主体となる文化協会などの活動支援と、文化・芸術活動の功績者に対する教育文化振興奨励金制度の周知を図ります。

③文化・芸術活動の場の提供

生涯学習における文化・芸術活動の拠点として、ギャラリー山恵の活用を促します。

第4節 スポーツ

施策が目指す将来の川辺町

- 多くの町民がスポーツを通して健康づくりに取り組んでいます。
- 町民が気軽にスポーツを楽しめる環境が整っています。
- 子どもたちはトップアスリートに憧れ、スポーツをはじめスポーツに取り組んでいます。

現状と課題

- 高齢化が進む中で健康への関心が高まると共に、国体のボート競技を開催したことや2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催により、スポーツへの関心が一層高まると考えられます。
- 社会体育施設については、整備後20年以上経過しているものが多く、老朽化や現状にそぐわないといった実情がみられます。今後は、町民が安全に安心してスポーツを楽しめるよう、既存施設の機能向上を図るための改修や、利用者のニーズに対応した施設の整備が求められています。
- 川辺町体育協会には1,000人以上が登録しており、町民が気軽にスポーツを行える機会のひとつとなっています。今後も体育協会をはじめ、各種団体をスポーツ振興の重要な組織として育成、支援をしていく必要があります。
- 総合型地域スポーツクラブとしての「川辺スポーツクラブ」は設立から10年余りが経過して、新たな活動種目への取り組みを行いながら、今後においてもクラブ会員の拡大と共に各種イベントへの町民の参加を促し、より健全な自主運営を図っていくことが課題となっています。
- 各種スポーツ団体やボランティアの協力により、マリンスポーツフェスティバル、かわべ清流レガッタ、レクリエーション大会等を開催しています。今後も各種スポーツ団体やボランティアが主体となって、イベントが開催できるよう育成、支援していくことが求められます。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
何らかのスポーツ・運動を定期的に行っている人の割合 (%) ＊住民意識調査	—	32.7%	40.0%

主要施策

(1) 川辺ダム湖を生かしたスポーツ

①ボート競技の推進

豊かな自然を誇る飛騨川で、ボートを通じた全国の人々とのふれあいや健康の保持、体力増進を図るためボート競技を推進します。また、トップアスリートの活動拠点となるよう、施設所有者の岐阜県と連携を取りながら適正な施設管理を図ると共に、利用者・来場者の受入体制を充実します。

(2) トップアスリートの支援

①トップアスリートの支援

2020年の東京オリンピック・パラリンピック並びに2024年のパリ大会を見据え、次世代を担うジュニア選手の競技力向上を図ると共に、町、県、国の代表選手として活躍する選手への支援を推進します。

関連施策

(1) 生涯スポーツの振興

①スポーツ施設の充実

スポーツ施設の整備や適正な維持管理を行い、いつでも誰もがスポーツやレクリエーションを楽しめる場の充実を図ります。

②各種教室とスポーツイベントの開催

町民ニーズや能力に合わせた各種教室を開催し、スポーツやレクリエーションに参加する機会を提供する。また、町民自らが企画・運営するスポーツイベントが開催されるよう促し、支援します。

(2) 総合型地域スポーツクラブの充実

①総合型地域スポーツクラブ（川辺スポーツクラブ）の拡大

新たな活動種目を取り入れ、川辺スポーツクラブの会員数及びクラブイベントの参加数を増やすなどの拡大を図ります。

②指導者の育成

総合型地域スポーツクラブの指導者や、公認スポーツ指導者の育成を図ります。

第4章

快適に暮らすことができるまちづくり

第1節 居住・定住

第2節 道路

第3節 公共交通

第4節 公園・緑地

第5節 上水道

第6節 下水道

第1節 居住・定住

施策が目指す将来の川辺町

- 住み続けやすく、安心・安全で快適な住環境が整っています。
- 空き家の利活用などにより、新たに定住する人が増えています。
- 住宅の耐震化が進んでいます。

現状と課題

- 道路整備により通勤圏が拡大され宅地化が進行しています。今後も、農業振興との調整を図り、秩序ある質の高い住環境を整備していく必要があります。
- 人口の減少に伴い、町内各地に空き家が散見されるため、空き家の適正管理を啓発し、空き家バンクの登録など利活用を進めています。また、老朽危険空き家の解消が必要です。
- 町内には依然として旧基準の建物が存在し、大地震による倒壊等の危険性があります。生命・財産の保護のため、建物の耐震診断等を促進する必要があります。
- 川辺西タウンと川辺東タウンは、適正な維持管理により良好な居住環境が整っています。なお、引き続き、住宅困窮者への住宅支援が必要です。
- 土地境界の記録や記憶の忘失による土地にかかるトラブルを未然に防止し、土地取引が円滑に進むよう地籍調査が必要となります。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
良好な居住環境の整備の満足度(%) * 住民意識調査	53.1%	57.6%	60.0%
住宅の耐震化率(%)	76.2%	82.2%	90.0%
地籍調査進捗率(%)	0.30%	1.89%	5.00%

主要施策

(1) 定住対策の推進

① 良質な住宅地開発の促進

定住促進を図るため、良質な住宅地開発を推進するインフラ整備や、農政との調整による秩序ある質の高い住環境を創出します。

②空き家対策の強化

空き家の所有者に適正管理を促し、老朽危険空き家に対して解体助成制度を設けて解消を図ります。また、空き家バンク制度を利用し、移住定住促進による地域の活性化に努めます。

③定住の促進

人口の減少を抑制するとともに活力あるまちづくりを推進するため、川辺町定住促進助成金の交付を行い、住宅の新築、建替え、購入を支援します。

（２）住宅の耐震化の促進

①住宅の耐震強化

大地震等による家屋の倒壊を未然に防ぐため、町民への耐震改修等のPRに努め、住宅の耐震補強を進めます。

（３）地籍調査の推進

①地籍調査の実施

公共事業や土地取引の円滑化に資するため、地籍調査を継続して実施します。

関連施策

（１）町営住宅の適正な維持・管理

①町営住宅の維持管理

「川辺町町営住宅長寿命化計画」等に基づき、町営住宅の適正な維持・管理を進めます。

（２）住宅改修の促進

①住宅のバリアフリー化の促進

要介護認定を受けている高齢者や、障害者手帳を所持している方に対して、段差解消や手すりの設置など住宅改修の支援を実施します。

◆関連する計画

- 川辺町町営住宅長寿命化計画
- 川辺町耐震改修促進計画

第2節 道路

施策が目指す将来の川辺町

- 広域幹線道路が整備され、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行が確保されています。
- 生活道路は計画的に整備が進んでおり、安全・安心で快適な道路の通行が確保されています。

現状と課題

- 本町の道路網の骨格は、国道41号、国道418号、主要地方道可児金山線及び主要地方道美濃川辺線などの国県道で形成されていますが、南北軸に比べ東西軸の利便性が弱いいため、一層の強化を図る必要があります。
- 主要地方道可児金山線や主要地方道美濃川辺線をはじめとする県道においては、事業決定されている路線も含め未改良区間が数多くあり、早期に改良を実施する必要があります。
- 国道41号美濃加茂バイパスの開通以降そのアクセスの良さから宅地開発や郊外型店舗の出店が進んでいます。今後においても県道などの広域的な道路の改良に伴ってさらに宅地化が進むことが予測されることから、計画的に道路整備を推進する必要があります。
- 町が管理する生活道路については、幅員が狭い箇所や見通しの悪い箇所があり、安全・安心な道路環境に向けて改良を行うことが必要です。
- 老朽化する道路施設について、適切な維持管理が求められています。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
通学路の交通安全対策 (km) *カラー舗装の延長	0.3	5.1	6.4
身近な生活道路や歩道などの 満足度(%) *住民意識調査	47.9%	52.3%	57.8%

主要施策

(1) 道路構造物の的確な維持管理の推進

①道路構造物の計画的な点検と予防保全対策の実施

老朽化する道路施設を安心して利用できるよう、健全性の調査・点検を実施し、点検結果に基づく計画的な予防保全対策を進めます。

（２）通学路の安全対策の推進

①通学路の要対策箇所における安全の確保

通学路合同点検の結果に基づき、要対策箇所の安全対策を進めます。

（３）主要な町道の整備

①主要な町道の整備推進

地区間を結んでいる町道や、公共施設や国県道へアクセスする町道については、土地利用の動向等を考慮しながら計画的に改良を進めます。

関連施策

（１）広域幹線道路の整備促進

①川辺鹿塩ＩＣのフルランプの設置促進

国道４１号美濃加茂バイパスの川辺鹿塩ＩＣの利便性を高めるため、フルランプ化を関係機関へ働きかけます。

②県道の整備促進

県が管理する道路の一部については、狭隘な幅員や歩道が未整備などの問題を抱えています。こういった未改良区間について早期に改良できるよう要望を継続します。

（２）生活道路の整備

①生活道路の改良推進

生活道路の改良に向けて、地域との懇談など町民との協働により、地域の実情にあった整備を進めます。

（３）安全・安心な道路の維持

①道路の適正な維持管理

官民一体となって道路パトロールを行うなどの日常管理を徹底して行うと共に、安全な通行ができるよう補修等に努めます。

②橋梁の長寿命化の推進

川辺町橋梁個別施設計画に基づき、橋梁の計画的な点検や修繕を実施します。

③計画的な修繕の実施

町道の舗装などの道路施設について、計画的な修繕を実施します。

④地域による地区内道路の維持・補修

地域による地区内道路の簡易的な維持・補修を支援します。

◆関連する計画

- 社会資本総合整備計画
- 橋梁個別施設計画

第3節 公共交通

施策が目指す将来の川辺町

- 通勤、通学、通院、買い物などが行いやすい公共交通が充実し、日常生活の利便性が確保されています。
- 子どもや高齢者など、自分で車を運転することができない人も便利に移動することができています。

現状と課題

- 本町にとって数少ない公共交通機関であるＪＲ高山本線は、町民の通勤、通学の貴重な交通手段となっていますが、運行本数が少ないなど運行に対する不満が強くなっています。
- 本町としても運行本数の増発など利便性向上の要望を行っていますが、鉄道事業者からは利用者が減少傾向にあるため、一層の利用促進が求められています。
- ＪＲ中川辺駅及びＪＲ下麻生駅には自転車駐輪場を設置し、乗降客の利便性の向上を進めてきましたが、町の表玄関として一層の環境整備が求められています。
- 福祉バスは高齢者をはじめ、町民の貴重な交通手段として利用されており、今後も高齢化が進むにつれてその役割は重要となります。町内巡回と美濃加茂市への直行便を運行していますが、利用者のニーズに合わせて運行形態を改善するなど、利便性の高いバス運行を検討することが望まれます。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
ＪＲ高山線など公共交通の充実についての満足度（％） ＊住民意識調査	23.5%	25.3%	33.0%

主要施策

（１）公共交通の充実

①公共交通の充実

近隣市町や各種事業所と連携しながら、デマンドバスの導入等、効率的な公共交通を検討します。

関連施策

(1) 鉄道の充実

① J R 高山本線の利便性向上

通勤・通学利用者等の利便性を向上するため、J R 高山本線の運行本数の増加、複線化、電化などを関係市町村と共に鉄道事業者へ要望していきます。

② 駅周辺の充実

本町の玄関口である J R 中川辺駅及び J R 下麻生駅の一層の環境整備や環境美化に努め、利用者の利便性向上を図ります。

第4節 公園・緑地

施策が目指す将来の川辺町

- 子どもからお年寄りまで誰もが気軽に利用でき、水や緑に親しめる憩いやふれあいの場が確保されています。
- 災害時において避難場所として利用することができます。

現状と課題

- 町管理の公園や緑地は、町内外の方に広く親しまれており、今後もより一層安心・安全な利用ができるよう適正管理に努める必要があります。
- 公園等の利用者のマナー向上のため、引き続き利用者に周知する必要があります。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
公園緑地についての満足度 (%) * 住民意識調査	45.3%	52.9%	55.2%

主要施策

(1) 公園の整備

①ポケットパークの整備

防災機能と地域の憩いの場を確保するため、町民等の理解と協力を得ながら空き地等を有効に活用してポケットパーク等の整備を推進します。

②大谷公園の再生

利用者数の向上が見込めるよう、大谷公園の再生プランを検討します。

関連施策

(1) 公園・緑地の維持管理等

①適正な維持管理

町民が公園を安全・安心に利用できるよう適正な維持管理に努めます。

②利用者のマナー向上

ペットの糞やゴミの処理など、利用者のマナー向上を促していきます。

③公園の利用促進

町のホームページや広報誌等を通じ、公園施設や四季折々の様子を紹介します。町民との協働事業の開催などにより、利用者に親しまれる公園づくりに努めます。

◆関連する計画

●ポケットパーク構想

第5節 上水道

施策が目指す将来の川辺町

- 安心して飲むことができる水が安定して供給されています。
- 災害時においても飲料水が供給できる体制が整っています。

現状と課題

- 本町の水道事業は、昭和51年から供用を開始し、現在の普及率は概ね100%で市民の生活に欠かせないものとなっています。このため、今後は水質管理の一層の徹底を図ると共に、施設の老朽化に対応した修繕・更新を行うなど、ライフラインとしての水道機能を安定させる必要があります。
- 本町は、地形や区域の広さから都市部と比べて水道水を供給するための経費が嵩むことにより、水道経営は厳しい状況となっています。今後は、施設の老朽化による修繕・更新などで新たな経費が必要となり、ますます経営が厳しい状況が見込まれるため、適宜適正な料金を検討する必要があります。
- 近年予測される大規模な地震災害や小雨化傾向による渇水への対応の必要性が高まる中、本町も危機管理の強化を図ると共に、岐阜東部広域的水道整備計画に基づき、近隣市町と共に地震時、渇水時にも強い水道の整備を進めていく必要があります。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
有収率(%)	90.7% (H25)	88.6%	91.6%
重要給水施設配水管の 耐震化率(%)	0%	34.5%	61.4%
老朽管渠の更新率(%) ＊耐用年数40年超	0%	2.0%	14.0%

主要施策

(1) 重要給水施設への配水管の整備

①配水管の整備

大地震等に備え、重要給水施設（避難所・給水拠点）への配水管の整備を実施します。

（２）安全でおいしい水の安定供給

①水質管理の徹底

水質管理の徹底により安全でおいしい水を供給します。

②施設の修繕・更新

施設修繕・更新計画や老朽配水管布設替計画に基づいて事業を実施し、水の安定供給に努めます。

関連施策

（１）水道事業の健全経営

①漏水の探査・改善

漏水探査を計画的かつ継続的に実施し、漏水の早期発見を行うことにより、受水費（※１）の削減を図るなど、水道事業の健全経営に努めます。

②適正な水道料金の検討

水道事業の経営状況を公表し、町民への理解を得ながら、適正な水道料金を検討します。

（２）危機管理の強化

①災害時の対応マニュアルの作成

災害時に起こりうる危機事案への対応マニュアルを作成すると共に、民間事業者との連携を強化します。

②災害時における水の安定供給

災害時に備えた水道用水供給事業者（※２）及び近隣受水市町との連携をより一層強化し、災害時における水の安定供給を確保します。

◆関連する計画

- 川辺町水道ビジョン
- 川辺町水道事業基本計画
- 川辺町水道事業経営戦略

※１：受水費

県営水道（岐阜県上水道用水供給事業）から水道水を供給してもらうために係る費用。
（県に対する水道料金）

※２：水道用水供給事業者（岐阜県上水道用水供給事業者）

町民の生活に欠かせない水道水を町の水道施設に供給する者（県営水道）。それに対して県営水道から水道水を受ける市町を受水市町（水道事業者）という。

なお、岐阜県上水道用水供給事業は、岐阜県東部地域７市４町に対して供給している。

第6節 下水道

施策が目指す将来の川辺町

- 快適な生活環境を確保するため、生活排水が適切に処理されています。
- 河川等の水質が保全されています。
- 災害に強い下水道施設が整っています。

現状と課題

- 町民の快適な生活環境や河川・水路等における公共用水域の水質を保全するため、平成3年に下水道事業を着手し、平成24年度に概ね整備が完了しました。今後は下水道施設ストックの増大に伴い、計画的な改築・更新が必要となっています。
- 本町では地形や人口規模から建設費、維持管理費が割高になることから、一般会計からの財政支援に頼らざるを得ない状況です。そのため、水洗化率の向上を目指し、受益者に下水道接続への啓発を強化することが重要です。
- 維持管理費の将来の見込みや、水洗化率の状況により、健全で安定した下水道事業を運営するため、適正な料金を検討することが必要です。
- 下水道は水道や電気等と共に町民生活を支える重要なライフラインであることから、今後予想される大規模な地震災害に対し危機管理の強化を図ることが求められます。
- 最近では集中豪雨が多く発生し、従来の基準に基づいた施設では対応できない状況もあることから、雨水排水計画の全体計画を見直し、雨水排水対策を強化していくことが求められます。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
水洗化率(%) ＊下水道計画区域における公共下水道の接続率	77.26% (H25)	81.3%	91.5%

主要施策

(1) 危機管理の強化

① 下水道施設の地震対策

「川辺町下水道総合地震対策計画」に基づき、重要な幹線について耐震対策を図り最低限の下水道流下機能を確保します。また、減災対策として避難所にマンホールトイレを整備し災害時においても住民の生活レベルを維持します。

②災害時の対応マニュアルの作成

災害時に起こりうる危機事案への対応マニュアルを作成すると共に、民間事業者との連携を強化します。

③災害時における下水処理対策

木曽川右岸流域下水道事業者（※1）及び近隣市町との連携を一層強化し、災害において下水が円滑に処理できる体制を強化します。

関連施策

（１）下水道の維持管理

①下水道施設の維持管理

「川辺町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、地域の事情に配慮しながら安全・安心な下水道施設の維持管理に努めます。

②農業集落排水施設の適正な管理

鹿塩地区における農業集落排水施設の適正な管理を行い、生活環境の保全に努めます。

（２）下水道経営の強化

①水洗化率の向上

未接続世帯に対しアンケートの実施や郵送による接続依頼を実施して下水道への接続を促進する。また、広報誌やHPを活用したPR、出前講座を実施するなど下水道の啓発活動を実施し水洗化率の向上に努めます。

②下水道事業の健全経営

雨水等の生活排水以外の流入を抑制しつつ、施設の延命化や経費削減を図るように適正な維持管理を行うなど、下水道事業の健全経営に努めます。

③下水道使用料の検討

下水道事業の経営状況について公表し、町民への理解を得ながら、適正な使用料金の検討を行います。

（３）雨水排水対策の強化

①雨水排水対策の強化

ゲリウ的な集中豪雨等による浸水被害を防止するため、認可済みである既存の雨水排水路の能力を検証し、老朽化した管路等の改築及び更新を推進します。

◆関連する計画

- 川辺町公共下水道全体計画
- 川辺町下水道総合地震対策計画
- 川辺町下水道事業業務継続計画（下水道BCP）
- 川辺町下水道ストックマネジメント計画
- 川辺町下水道事業経営戦略プラン
- 農業集落排水事業経営戦略プラン

※1：木曽川右岸流域下水道事業者（岐阜県流域浄水事務所）

木曽川及び長良川流域4市6町を対象区域とし、流域住民の生活環境の改善と水質の保全を図るため、岐阜県が各務原市前渡地区の終末処理場で広域的に汚水処理を行っている。

第5章

新たな活力をおこすまちづくり

第1節 農林業振興

第2節 商工業振興・雇用創出

第3節 観光・交流

第1節 農林業振興

施策が目指す将来の川辺町

- 土地持ち非農家を中心として地域全体が農業者と共に農地や農業用施設を保全管理しています。また、農業用排水路施設や農道等が適正に維持管理されています。
- 多様な農業の担い手が確保され、遊休農地が減少しています。
- 地元産の安全・安心な農作物が消費者に供給されています。
- 山林所有者、林業従事者、森林組合、行政等の協力で、緑豊かな森林が保全されています。
- 森林を適正に管理することで、豊かな森として保全され、災害から町民の生命・財産が守られています。

現状と課題

- 本町の農家は、零細・兼業・自家消費農家が多く、なおかつ農業従事者の高齢化や後継者不足、農業機械の購入等による経費の増大、有害鳥獣等による農作物への被害などの課題を抱えることから、耕作意欲の低下を招き、離農者が増加しています。遊休農地は現状担い手による集積により減少していますが、今後離農者の増加による農地の管理が課題となっています。このため、農業者団体や新たな担い手の育成と農地の集積、農業経営への支援、有害鳥獣対策などが急務となっています。
- 専業農家は、一定規模の農地を活用して農業経営を行っていますが、経営規模の拡大を図るための設備投資資金や労働力の確保、農地の地理的集積が課題となっています。また、農家の負担となっているものに、畔、農道の路肩などの維持管理があります。農家が減少する中、こういった箇所等の維持管理についての支援の検討をする必要があります。
- 持続可能な力強い農業の実現を目指す「川辺町 人・農地プラン」を策定しましたが、地域における話し合いを促し取り組みを展開しやすい環境づくりが課題です。
- 土地改良事業により整備された農業用排水路施設は、老朽化が進行し、排水機能が低下しています。また、農道は舗装面の老朽化のほか、未舗装農道も存在しています。このため、農業用排水路の改修や農道整備を進めると共に、施設の適正な維持管理を行う必要があります。
- 本町の森林面積は 2,860ha（県林政課調べ等、平成 29 年度末）で町総面積の約 70%以上を有しており、森林組合と連携しながら適正な整備や維持管理を行い、保全を図ることが必要です。
- 本町の林業は輸入木材の増加や代替材などによる木材価格の低迷により厳しい経営状況となっており、今後は生産性の向上を図るため林道などの維持管理に努めると共に、間伐材の利用の促進や山林の更新を目的とした主伐の実施も検討する必要があります。
- 近年、担い手不足により林業離れが進む中、倒木の発生などにより山林が荒廃し、土砂や倒木が治山堰堤や砂防堰堤内へ堆積することが見られます。このため、日常的な立木の管理や林道の整備を行うなど山林を保全すると共に、異常豪雨時における下流域への土砂災害を防止することが必要です。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
中心的な農業経営体数（件） ＊人・農地プラン	8	10	10
中心的経営体等が利用集積する農地の割合（％）	約 7％	約 13％	20％
間伐が行われていない人工林面積（ha）	425	317 (H29)	150

主要施策

（１）農業・農地にかかる課題検討

①農業関係団体との対策検討

町農業再生協議会や町農業委員会が中心となり、県再生協議会、県農業委員会、可茂農林事務所などの農業関係機関及び地域の中心的経営体などが一堂に会し、農業を取り巻く諸問題を共有して、効果的な対策を検討できる研究会や講習会を実施します。

②鳥獣対策の推進

農業者、自治会などと行政が協議し、猟友会などと協力・連携しながら営農の障害となる有害鳥獣の対策を進めます。

（２）農業生産体制の強化

①農業経営体の育成・支援

地域における中核的な農業経営体の育成及びその経営安定を図るため、国や県の制度と連携・分担して、農業経営体の活動に必要な農業機械や施設導入及び土地利用型農業の継続、拡大に対する支援策を行います。

②6次産業化と販売促進

農林水産物の持ち味を生かし、生産者自らが、又は商工業者と連携して行う加工や新たな販売などの取組を進めます。

関連施策

（１）優良農地の保全と有効活用

①優良農地の保全

農業振興地域整備計画を見直すことにより、保全すべき優良農地を整理するとともに当該農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ります。

②農地の利用集積の推進

農業委員会が中心となって、効率的な農業経営を行うために遊休農地等の利用集積を進めます。

③多様な担い手の確保

地域ぐるみによる農地の保全、農福連携への取り組み、移住者や定年退職者等の就農、民間事業者による農業への取り組み等、多様な担い手の確保による農地の保全を図ります。

（２）農業生産の振興**①営農指導の強化**

集落営農の組織化に向けて、可茂農林事務所、農業協同組合などが連携し、営農指導の強化を図ります。

②農業者と消費者をつなぐ販売・流通体制の充実

食育・食農の推進により、消費者の農業に対する意識を高揚させると共に、生産者が消費者と直接結びつくような販路の多様化や拡大、販売施設・流通体制の整備充実を検討します。

③農産物のブランド化推進

減農薬・減化学肥料によるクリーンな農業を推進し、消費者ニーズに合った安全・安心な農産物を供給します。また、他産業との連携も深めながら付加価値の高い農産物の生産や開発を支援し、農産物のブランド化を推進します。

（３）農業用施設の改修及び維持管理**①農業用施設の改修等**

優良農地の保全を図るために、かんがい排水等の補助事業を活用し、農業用排水路等を改修します。また、農作業の効率性を高めるために、県単農道舗装事業等の補助事業を活用し、農道の整備を実施します。

②農業用施設の維持管理

土地改良区や地元管理組織と連携を密にしながら、農業用施設の適正な維持管理に努めます。

（４）森林の保全と活用**①森林整備**

森林の保全を図るため、森林環境譲与税（国）・森林環境税（県）などを活用し、森林所有者、可茂森林組合等林業従事者、行政との連携により、下刈り、枝打ち、除・間伐などを促進し、適切な森林整備を図ります。また、住民協働で登山道の整備などを進めます。

②里山整備

里山の保全を図るため、住民や関係団体等との連携により、バッファークゾーンの整備を推進し、美しい農村景観の保全と獣害の軽減を図ります。

③林道の新設及び維持管理

森林の保全や森林資源の有効利用を図るため、林道などの新設及び維持管理に努めます。

④森林の持つ機能や役割のPR

森林が有する多面的機能や役割などを広く町民へPRすると共に、森林所有者の森林保全意識の醸成に努めます。

⑤木材利用の推進

間伐材など地域材を利用することが森林整備につながることを啓発すると共に、木材製品の活用を促進します。また、事業所などにおいて間伐材の利用が促進されるよう情報提供を行います。

◆関連する計画

- 川辺町地区人農地プラン（地域農業マスタープラン）
- 川辺農業振興地域整備計画
- 川辺町森林整備計画

第2節

商工業振興・雇用創出

施策が目指す将来の川辺町

- 新たな企業進出が進むとともに既存産業の経営が安定し、活発な生産や新たな雇用が創出されています。
- 身近に食品や生活雑貨等を購入できる商業施設があり、町内で買い物が行われています。
- 商店の創意工夫が図られ、個性のある元気な商業活動が行われています。
- 勤労者の身分が保証され、町民誰もが安心して働いています。

現状と課題

- 本町の多くの事業者は零細な上、近年の事業所の撤退等により従業者数等は減少の傾向にあります。このため、新たな雇用の創出や町内事業所の受発注機会の拡大など、地域経済に大きな波及効果がある産業を振興させることが、本町発展のためにも必要です。
- 地球環境への対応、技術革新、規制緩和など、事業所を取り巻く環境には大きな変化が見られることから、事業所がこうした環境の変化に対応できるような経営基盤の強化と支援が必要です。
- 東海環状自動車道や国道41号美濃加茂バイパスの利便性を生かし、魅力ある事業所を誘致し、誰もが働き続けられる労働環境づくりが求められます。
- 既存の商店は、後継者不足や消費者動向の変化により、廃業等が進んでいることから、継業や、空店舗活用、創業者支援を推進していくことが求められます。
- 近郊に大型店舗等が数多く立地したことで消費者が流出し、町内商店の集客が減少していますが、高齢者にとっては身近な買い物の場が必要であり、このニーズに対応できるサービス等の提供を継続することが求められます。
- 非正規雇用など、不安定な雇用形態が社会問題になっています。一方では労働者不足も問題化しており、企業が安定した雇用数を確保するのが困難となっています。
- 本町では若年層の人口減少や若年労働力の流出が見られます。そのため若者にも魅力ある雇用の創出が求められますが、若者の希望する職種は多種多様なため、小規模自治体内で完結することは困難です。
- 障がいのある人や高齢者などが、他の人々と同じように生活し活動することが社会のあるべき姿であることから、障がい者や高齢者の雇用の創出が求められています。
- 女性の社会進出を一層促すため、女性が安心して就業できる環境づくりが求められています。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
製造品出荷額等 (百万円)	31,385 (H24)	38,615 (H29)	41,000
年間商品販売額 (百万円)	7,489 (H24)	8,475 (H26)	9,000
在住 (夜間) 就業者数 (人) * 国勢調査	5,291 (H22)	5,163 (H27)	5,100
町内の産業の振興・雇用の場の確保についての満足度 * 住民意識調査 (%)	18.6%	29.0%	30.0%
新規創業件数 (町補助金活用件数)	—	1	3

主要施策

(1) 産業立地の促進

①産業立地の支援強化

事業所のニーズを把握し、町企業立地促進条例の見直しを検討し、多様な事業所が立地しやすい環境を目指します。

②空き地・空き工場バンクの制度化

産業に活用可能な空き地・空き工場の情報等を取りまとめたバンクを整備することにより、新規参入事業所や既存事業所の拡張等に迅速に対応することができる体制づくりを目指します。

(2) 商業・サービス業の振興

①商店の確保と振興

日用品などを購入できる町内の大型商店や小規模商店などが継続できるよう支援します。また、高齢者等の日常的な買い物支援の方策を検討し、商店の活性化を図ります。

②新たな商業・サービス業の創出

交通アクセスの利便性や飛騨川ダム湖・里山などの環境や資源を活かした新たな商業・サービス業の創出を支援し、商業の活性化を図ります。

(3) 雇用機会の安定確保

①雇用の場の確保

事業所の誘致や既存産業の育成・支援、新規創業等を促進し雇用の場の確保に努めます。

②雇用機会の創出

事業所や関係機関と連携して、高齢者や障がい者の知識や能力を生かすための事業のしくみや移住定住者の就業支援制度を構築して雇用機会の創出を図ります。

関連施策

（１）商工業の経営基盤の強化

①商工業の経営・育成への支援

事業所の経営の安定化や事業所の育成を図るため、商工会などの関係機関と連携して、経営相談や経営指導、融資制度の情報提供などの充実に努めます。

（２）産業立地における情報収集の強化

①地元事業所からの情報収集及び活用

町内事業所へ訪問活動を行うなどにより、各業界の現状や今後の動向などの情報収集を行い、業界ニーズを積極的に把握することで事業所の進出相談などに活用します。

（３）商店の活性化

①商業活動への支援

消費者の町内での購買意欲を喚起させ、消費活動をより活性化するため、商工会と連携すると共に、新規創業者や事業拡大に取り組む積極的な商業者を支援して商業活性化を充実します。

②魅力・賑わいのあるまちづくり

町内商業の一層の活性化を図るため、各商店や商業者、商工会などの関係機関と共に、独創的な商品やサービスを提供できる創業者、事業者を募集、支援できる仕組みを構築し魅力あるまちづくりを目指します。

（４）労働環境の推進

①各種制度の周知徹底

女性や障がい者などが安心して働ける環境づくりを推進するため、育児・介護休業制度や有給休暇制度などの普及や労働保険の加入促進など、事業所に対して就労環境の整備を促します。

②勤労者福祉の推進

勤労者生活資金融資制度について、町広報誌やホームページ等を通じて広く情報を提供し、利用の促進を図ります。

③働き方改革の推進

国が進める働き方改革（時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得促進、非正規社員の処遇改善）を事業所へ周知徹底し、労働環境の改善を推進します。

第3節 観光・交流

施策が目指す将来の川辺町

- 町内の豊かな自然や伝統行事、名所、旧跡、文化財などに多くの人が訪れています。町内の観光資源が有機的に結びついており、観光客の町での滞在時間が長くなっています。
- 川辺おどり・花火大会、ふれ愛まつり、かわべ清流レガッタなどのイベントの開催を通じ、町内外の人々による交流が盛んに行われています。
- ダム湖周辺に整備された遊歩道や公園が町民のコミュニティ形成や交流の場となっています。

現状と課題

- 本町には、緑豊かな自然をはじめ、山楠などの公園、各種の名所、旧跡、文化財などがありますが、観光資源としての知名度は低く、有効に活用していくためにはPRを強化すると共に、それぞれの観光資源を有機的に結びつけ、町での滞在時間を長くできるようにすることが必要です。
- 飛騨木曽川国定公園に指定されている川辺ダム湖一帯では、ボート大会、花火大会などのイベントが開催され、川辺町の観光や交流のシンボリックな場所となっており、今後も各種イベントを通じ、より一層の交流を図ることが重要です。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
主要なイベントの来客数(人) *かわべ清流レガッタ、川辺おどり・花火大会、ふれ愛まつり、マリンスポーツフェスティバル	63,200	58,600 (H27~H30 平均値)	67,100 (R1~R6 平均値)
フェイスブックのフォロー数 (件)	100	771	950
観光や交流の推進についての満足度(%) *住民意識調査	33.1%	31.2%	38.0%

主要施策

（１）観光資源の活用

①新たな観光資源の発掘

川辺町の豊かな自然や歴史文化などを再認識しながら、新たな観光資源を発掘します。

また、これらの資源を広くPRすると共に、各種団体と連携して観光事業の推進、各観光資源の結びつきの構築を図ります。

（２）地域間交流の推進

①レガッタを活用する地域間交流の推進

かわべ清流レガッタをより魅力ある大会とし、他府県からの参加を促し、川辺町オリジナルのスポーツイベントとして開催します。また、イベントを通じてナショナルチーム等のボート競技練習場として川辺漕艇場が活用されるように、国内外へのPRを図ります。

関連施策

（１）観光振興対策の推進

①自然散策観光の推進

緑豊かな自然を生かした納古山登山道や中部北陸自然歩道などのコースを利用し、自然や癒しを求める観光ニーズに対応できる散策路や案内板等の整備を行うと共に、おもてなしマップ、登山マップを一体的に作成、活用することにより、観光資源を一体的にPRし、町での滞在時間を増やしてもらえよう努めます。

②各種イベントの継続とPRの強化

川辺おどり・花火大会、ふれ愛まつり、マリンスポーツフェスティバルなどのイベントを今後も継続すると共に、多くの集客を図るため、若者の利用率が高いSNS等、各種媒体を活用しその魅力のPR強化に努めます。

③川辺の特産品の開発と販売促進

各種団体が協力しながら、各種イベントへの参加や、新たな特産品の開発を行うことで、特産品のPR強化や、販路拡大が出来るように促します。

（２）地域間交流の促進

①文化やスポーツを通じた交流活動の推進

町内でイベントを開催することや、他市町村で行われるイベントへの参加を通じて、文化やスポーツを通じた交流活動を展開し、観光・交流の活性化を図ります。

第6章

共に考え行動するまちづくり

第1節 協働の推進

第2節 地域コミュニティ

第3節 プロモーションと広報広聴

第4節 人権・男女共同参画・多文化共生

第5節 行政運営

第6節 財政運営

第1節 協働の推進

施策が目指す将来の川辺町

- 町民の自主的な活動への参加が盛んになり、活動団体が増えています。
- 地域の様々な課題を解決していくため、町民自らが地域づくりの担い手となり、行政との協働により取り組んでいます。

現状と課題

- 成熟社会を迎える中で、行財政事情はますます厳しくなることが予想され、多様な町民ニーズに行政のみで対応することは困難になっており、町民と行政が互いの特性を持ち寄り、お互いを尊重しながら同じ目的や目標に向かって協働によってまちづくりを進めることが不可欠になっています。
- 地域の課題に取り組むため、まちづくりの担い手となる町民と行政が一緒になって、さまざまな事例や情報に触れながら学んでいく必要があります。
- これからの行政運営は、協働による施策・事業の推進が不可欠になることから、主体となる町民活動団体の育成と振興を図るため、町民との合意のもとにルールなどを明らかにすることが必要です。
- 町政の運営については、行政も情報を町民に積極的に公開していくなど説明責任を果たし、これに対して行政活動への参画を望む町民が、責任を持ってまちづくりについて考え、意見を出せる機会を提供して、協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
まちづくりの進め方で住民主体・協働で進めるべきという人の割合 (%) * 住民意識調査	45.6%	45.0%	55.0%
住民の町政への参画機会の充実についての満足度 (%) * 住民意識調査	44.3%	46.7%	55.0%

主要施策

町民活動団体の育成

① 町民活動団体の育成

町民の自主的な活動の実態とニーズを把握しながら、まちづくりの担い手となる町民を養成する講座などを開催して、活動団体の育成を図ります。また、団体が集いやすい場の確保や、団体同士の情報交換の拠点づくりに努めます。

②町民団体の活動の支援

町民活動団体が自主的なまちづくり活動を安定して運営できるよう、相談機能の充実や助成金確保などの資金面での支援を行います。

関連施策

（１）協働のためのルールづくり

①協働のためのルールづくりの検討

地域課題に対応する具体的な取り組みを進めるために、町民と行政との基本的な姿勢や、活動の推進についてのルールやしきみなど、「協働」への理解に努めます。さらに、協働推進の計画や条例などについても検討します。

②パブリックコメントの運用の徹底

行政の各種の計画づくり事業の実施に際しては広く公表して、町民から寄せられた意見や情報を考慮して最終的な意思決定を行うことで、住民参画の機会が作られることから、パブリックコメントの運用の徹底を図ります。

（２）町民活動についての情報提供

①町民との情報共有

誰もが自主的な活動に参加しやすくするために、団体の活動情報やボランティアの募集などについて町民への情報提供を充実します。また、町民から活動などについての情報を行政に提供するように促します。

②活動団体への情報提供

NPO法人などの各種機関や事業所が行う自主的活動への支援の情報や、団体活動のスキルアップのため開催される各種の講座・研修情報を、活動団体に提供します。

第2節 地域コミュニティ

施策が目指す将来の川辺町

- 地縁組織が連携して、地域での問題を主体的に解決する力が高まっています。
- 地縁組織と町民活動団体や事業所が連携して、様々な活動に取り組んでいます。

現状と課題

- 本町における自治会加入率は約73.39%（平成31年4月現在）で都市部と比べて高いものの、他市町村からの転入者や住民意識の変化により、自治会加入者が減少しています。
- 自治会の役員や、活動の中心となっている町民の高齢化が進んでおり、役員及び活動の担い手の確保が課題です。（H29、H30 区長アンケートの結果より）
- 自治会などのコミュニティは防災、防犯をはじめとした地域課題を地域で解決することが必要です。また、自治会のみでは対応できない新たな課題に対しては、自主防災組織や子ども会、福寿会などの活動を促すことや、コミュニティにおける地縁組織、町民活動団体、企業との連携を促すことが必要です。
- 自治会活動の拠点となる集会施設の整備は完了したが、土砂災害警戒区域にある集会施設では、防災拠点（避難所）としての位置づけが困難となっており、代替施設などの検討が必要です。
- 町民の価値観の変化や成熟社会化に伴い地域における問題も多様になっています。町民が求める地域づくりを進めるためには、町民が合意形成して地域が主体となり行動すると共に、地域と行政との協働がますます重要な課題となります。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 （平成26年度）	2018年 （平成30年度）	2024年 （令和6年度）
自治会加入率（%） ＊区長配布世帯/住基世帯	78.0%	74.6%	75.0%
自治会や地域活動に積極的に 参加している人の割合（%） ＊住民意識調査	43.2%	43.3%	50.0%

主要施策

（1）地域自治力の強化

①地域自治のあり方の検討

高齢社会をみんなで助け合い、良好な地域を持続することができるようにコミュニティ意識の啓発と地縁組織の連携を強化すると共に、まとまった地域での組織づくりや補助金交付のあり方の見直しなど、新たな地域自治のしくみを検討します。

②自治会の組織力の強化

自治会における事務機能の強化と自立的な組織運営を支援するため、先進事例の情報提供や県の支援事業と連携し支援します。

（２）地域と行政との情報の共有

①まちづくり座談会の開催

自治会と行政との情報の共有と、協働によるまちづくりを進めるために、区長会やまちづくり座談会などの機会を充実します。

関連施策

（１）自治会活動の支援

①自治会への加入の促進

行政の窓口における転入者への啓発、共同住宅の建設・管理者などへの啓発とともに、区長会と連携し、町民の自治会への加入を促します。

②集会施設の充実

自治会活動の拠点である地区集会施設の整備・修繕・改修事業費を支援します。

（２）地縁組織と町民の活動団体との連携

①地縁組織と町民の活動団体との連携

多様な地域課題に対して、地域自らの解決力を高めるために、自治会・地縁組織と町内外の団体や事業所との連携の強化を図ります。

◆関連する計画

●川辺町地域防災計画（避難所）

第3節 プロモーションと広報広聴

施策が目指す将来の川辺町

- 多様なメディアや町民からの情報発信により、川辺町の良いイメージが広く伝わっています。
- 川辺町の良いイメージと共に移住者が増え、定住人口が増えています。
- 町民が町行政に関心を高めており、積極的に意見や要望が行政に届けられています。
- 議会の活動を積極的に発信することで、町民が行政を知る機会が増えています。

現状と課題

- 情報化社会であることを生かして、町民に対する広報広聴はもちろんのこと、町外にも広く川辺町の良さを情報発信すると共に、川辺町としての地域ブランドを創出して、町の活性化を図ることが課題です。
- 川辺町に若者が住み続けるため、川辺町の良いイメージ作りの一環として子育て支援の情報や観光・イベント情報など、川辺町の魅力を広くかつ継続して発信する必要があります。
- 広報活動は、広報誌の発行のほか、ホームページ、SNS、新聞掲載依頼などさまざまな媒体を通じて情報提供を行っています。
- CCNetと連携して、川辺町行政情報番組「キャッチ！かわべ」で毎日日替わりの内容を放送し、町民の関心を高めるようにしています。
- 広報は皆さまの目を引き親しんでもらうことも必要ですが、行政情報の充実を図り、町民の行政への関心を高めることも重要です。
- 広聴活動は、「町長への手紙」や「パブリックコメント」などにより、町行政に対する意見や要望の把握に努めてきました。町民と行政を直接結ぶ手段として、ホームページ、アンケート調査など、多彩な方法を採用することも必要です。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
町ホームページへのアクセス数（月平均）	9,000	12,265	13,500
ダム湖は川辺町のシンボルになっているという人の割合（％） ＊住民意識調査	57.8%	50.5%	65.0%
住民の意見の把握（広聴）や広報の満足度（％） ＊住民意識調査	48.1%	48.6%	55.0%

主要施策

（１）川辺町のプロモーションの推進

①川辺町の魅力のPR強化

川辺町の魅力を広く発信して知名度の向上を図るため、ホームページやSNSなど様々な手段や各イベントの開催等の機会を利用して、川辺町の魅力についてPRします。

②川辺町のブランドづくりとプロモーションの推進

まちの良好なイメージにつながる素材について掘り起こし、川辺町としての地域ブランドを創出します。また、町内外に対して子育て支援情報や観光・イベント情報など、川辺町の情報発信を強化し、移住・定住先としての魅力、物産販売、交流人口の増加などを図るプロモーションを展開します。

関連施策

（１）広報活動の充実

①身近で読みやすく、親しみやすい広報誌

広報誌において、行政情報や生活情報、身近な地域の情報の提供の充実を図ると共に、どの世代でも読みやすく、町民の声を反映した親しみやすい広報誌を発行します。また、事業所に対して、広報誌を配布します。

②ホームページやSNSの積極的活用

町ホームページによる広報活動の充実を図ると共に、フェイスブックやツイッターなどのSNS（ソーシャル・ネットワークサービス）を活用して、情報提供の迅速化を図ります。

③既存の媒体の活用

防災行政無線やケーブルテレビ、すぐメールなど、それぞれの媒体の特色を生かして、町民への情報提供を充実します。

④町民に開かれた議会

議会での一般質問の模様をケーブルテレビで発信し「開かれた議会」に努めます。

（２）広聴活動の充実

①町民の声の把握

「町長への手紙」や「パブリックコメント」をはじめとした広聴機会の拡充と共に、町ホームページの活用や意識調査などの実施により、町民の声が町行政へ届きやすくします。

②町民への説明責任の遂行

町民への説明責任を果たすために、町民からの要望に応じてテーマ別の懇談会や説明会を開催します。

③意見交換会の実施

議会と町民の代表者及び町内各種団体との意見交換会を積極的に開催し、町民の要望を直接聞く機会を設けます。

第4節

人権・男女共同・多文化共生

施策が目指す将来の川辺町

- だれもが、平等で人権が尊重された明るく住みよいまちづくりが進んでいます。
- 家庭、地域、職場において、ワークライフバランスをとりながら、みんなが生き生きと生活しています。

現状と課題

- 性別や年齢、国籍などにかかわらず、すべての人々の人権が尊重されることは、明るい地域社会を築く上で重要です。
- 川辺町人権施策推進指針（令和元年度からの5年間）を策定し、人権施策の方向性を示しました。
- 本町では、人権尊重の意識を高めるために、人権教育や人権擁護委員による相談会、講演会、研修などの開催のほか、パンフレットの配布など、多様な方法で啓発を行っています。
- 本町においては深刻な人権問題や相談は多くはありませんが、近年では、いじめや虐待、暴力、高齢者、障がい者の人権侵害、インターネットでの個人の中傷、あるいは、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの深刻な人権侵害が社会問題となっています。このため、これらの問題の防止と問題が発生した際の的確な対応が必要です。
- 男女が社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、家庭・学校・職場・地域などのあらゆる分野において参画することが求められています。
- 国の男女共同参画社会基本法等に基づく取り組みを多様な主体が進めていますが、性別に対する固定観念や慣習などは人々の意識の中に残っています。このため、男女がそれぞれの能力を十分に発揮でき、自らの意思によって職業や生き方を選択し、共に社会を築くことができるように、家庭、地域、事業所などにおいて意識啓発と行動を進めることが課題です。
- 本町に在住している外国人は195人（平成31年4月1日現在）です。外国人の定住者も増加傾向にあり、地域住民との相互理解が課題です。
- 地域生活において、生活習慣や文化、価値観の違いからトラブルが生じないように、お互いの人権を尊重することや地域社会を共に築くことが必要です。
- 小・中学校においては英語指導助手を活用してきましたが、これまで以上に子どもや町民の国際感覚を養うために、諸外国の学生等との交流機会を増やしていく必要があります。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
各種委員の女性の割合 (%) * 町が主催する主要な審議会、委員会	18.0%	22.0%	25.0%
男女が尊重し合うように心がけている人の割合 (%) * 住民意識調査	41.3%	40.5%	50.0%

主要施策

(1) DVや児童虐待の防止

①DVや児童虐待の防止

子育て世代包括支援センターの体制を整え、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待の早期発見に努め、各関係機関と連携して支援を行います。

(2) ワークライフバランスの促進

①家庭、地域、職場におけるワークライフバランスの促進

女性の社会参画のために活動する団体を育成・支援していくと共に、女性が働きやすい環境づくりや、家庭における育児・介護等への社会的支援・地域における支援、育児休業などに対する社会的理解を高めるなど、ワークライフバランスの推進を事業所や家庭に促します。

関連施策

(1) 人権の尊重

①人権教育・人権啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会を実現するため、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場を通じて教育・啓発を行います。

②相談体制の充実強化

住民が人権に関する問題に直面した時に、助言や支援を行い早期に問題が解決することができるように相談機能を充実します。また、問題に応じて関係機関や各種団体と連携して対応することができるように相談受入れと対応のためのネットワークを充実します。

(2) 男女共同参画社会の形成

①男女共同参画の推進

次回の川辺町男女共同参画の改訂に向けて、女性の活躍推進法との関連性も考え、より明確化した計画になるよう検討していきます。また、男女共同参画社会の実現を目指すために、行政の率先行動として、行政の各種委員会や審議会等の女性の登用を拡大します。

②男女共同参画の啓発の充実

男女共同参画に関する学習機会や情報の提供、相談窓口の充実を進めると共に、家庭、学校、地域における、幅広い年齢層における男女平等意識の啓発を強化します。

③女性の活躍を推進

女性の職業生活における活躍を推進し、多様な人材が活躍できる環境を構築します。

(3) 多文化共生の推進

①外国人の啓発

外国人に生活情報をわかりやすく伝えることに努めるほか、関係機関と連携して、外国人の相談機能を充実します。外国人に対して日本の生活習慣や文化の理解、日本語習得を促します。

②外国人と共生するまちづくり

日本人と外国人とがお互いの人権を尊重し、異文化への理解を深められるような交流を促します。また、町民、団体、事業所等によるスポーツ、文化などを通じた国際交流活動を促します。

③外国人の子どもの教育支援

学校教育における外国人児童生徒や帰国児童生徒に対し、県教育委員会と連携を図りながら、必要に応じ通訳や加配教員を配置します。

④国際理解教育の推進

学校教育において、外国人による英語指導助手などの活用を図り国際化教育を推進します。

◆関連する計画

●川辺町人権施策推進指針

第5節 行政運営

施策が目指す将来の川辺町

- 町民に必要な各種の行政サービスが、より分かりやすく便利に利用されています。
- 行政改革や協働のまちづくりなどが進み、町民から行政や職員への信頼性が高まっています。
- 定住自立圏や一部事務組合などの広域行政が進み、質の高い行政サービスを町民が受けています。

現状と課題

- 地方自治体は、自らの判断と責任によって地域にふさわしい公共サービスを提供しなければなりません。地方分権の進展や行財政事情が厳しい時代の今、町民や団体と協働して、お互いがサービスの担い手としての役割を果たすことが求められます。
- 町民への窓口サービスは、各種証明書の広域相互交付を可茂地域内で実施し、また、毎週水曜日には19時までの延長業務を行っています。近年、各地の自治体では、住民がより便利にサービスの提供が受けられるよう様々な取り組みが行われています。
- 人口減少及び少子化・高齢化などの進行に対応するために、本町では簡素で効率的な行政システムを目指して行政改革を進めてきました。また、新たな行政課題や多様化、高度化する町民ニーズに対応するため、窓口業務に専従する非常勤職員の配置や組織再編による住民サービスの向上を図りました。今後も住民サービスの向上と職員数とのバランスをとりながら時代に合わせ、柔軟に充実する必要があります。
- 令和2年度から導入される会計年度任用職員制度に向け、臨時・非常勤職員の処遇見直しと体制整備が必要となります。
- 働き方改革法施行による残業時間の上限規制など、法改正に対応した労務管理が課題です。
- 行政運営は、説明責任を一層果たすと共にコンプライアンスを確立することと、積極的な行政情報の提供により、町民と行政が協働してまちづくりを進めることが課題です。
- 美濃加茂市を中心市とする定住自立圏構想「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に本町も参加し、多様な行政サービスを共同で取り組み成果を上げてきています。
- 一部事務組合については、可茂地域において衛生施設利用組合や消防事務組合などを設置し、事務の共同処理を行っています。また、後期高齢者医療に対応するために、「岐阜県後期高齢者医療広域連合」が共同して保険業務を行っています。
- 限られた財源と職員数の中で、町単独での対応が困難な場合は、圏域全体で必要な生活機能を確保する視点に立ち、広域行政の充実や、近隣市町村と役割を分担・協力しながら連携を図り、効率の良い行政サービスを継続することが課題です。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014 年 (平成 26 年度)	2018 年 (平成 30 年度)	2024 年 (令和 6 年度)
研修参加比率 (%)	56.0%	44.0%	65.0%
情報公開・住民に開かれた行政への取り組みについての満足度 (%) * 住民意識調査	42.7%	47.8%	55.0%
住み続ける人の割合 (%) * 住民意識調査 (ずっと住み続ける・できれば住み続けたい)	81.3%	82.2%	85.0%

主要施策

(1) 行政改革の推進

①行政改革の推進

行政改革大綱の推進と見直しを図り、より簡素で効率的な行政システムの確立を目指します。

(2) 定住自立圏構想の推進

①みのかも定住自立圏共生ビジョンの推進

「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づき、川辺町を含めた周辺町村や民間企業と連携し地域の活性化を図ることで、人口定住を促進します。

関連施策

(1) 時代に即した行政運営

①計画的・効率的な行政運営の推進

分権型社会の実現を目指し、増大する行政ニーズに対して柔軟かつ計画的に行政運営を行います。また、効率的な行政運営のため、指定管理者制度など民間活力の活用を図ります。

②町民のニーズに対応したまちづくりの推進

自治会や町民のグループなど、地域住民との協働により、行政と地域、地域と地域が互いに協力して、より町民ニーズに対応したまちづくりを進めます。

(2) 組織と職員配置の適正化

①組織・機構の適正化

新たな行政課題や、多様化・高度化する町民ニーズに対応するため、時代に即した組織編成を図ります。また、働き方改革に対応できる組織づくりを進めます。定員管理については、時代に即した組織体制となるように定員適正化計画等を見直し、適正に進めます。

②人事管理の適正化と人材育成

人材育成基本方針等に基づき、効果的な研修への積極的な参加を促し、高い倫理感と能力を持った職員を育成します。また、職員の能力等を適正に評価し、人事や給与等の処遇に結び付けて職員のやる気を引き出し、質の高い行政サービスを提供します。

③ 庁内コンプライアンス体制の確立

職員が適正に職務を遂行するため、職員倫理とコンプライアンスの徹底を全庁的に進め、違法・不当な職務執行を早期に発見して是正できる体制を充実します。また、職員の公正な職務の遂行を確保するため、不当要求行為等には厳正な態度で組織的に対処します。

(3) 開かれた市政の推進

① 町民との情報の共有

情報公開制度の適切な運用に努めると共に、町広報誌やホームページ、すぐメールなどを通じ、行政情報を積極的に提供します。

② 個人情報の保護

町民の個人情報の取り扱いを適正に行うと共に、個人情報保護条例に基づき、適正に個人情報を保護します。

(4) 広域行政の推進

① 事務の広域化の推進

市町村の境界を越えた新たな行政課題が発生した時は、事務・事業の広域化について近隣市町と共に検討を進めます。

◆ 関連する計画

- 川辺町職員研修実施計画
- みのかも定住自立圏第3次共生ビジョン（R2～6）

第6節 財政運営

施策が目指す将来の川辺町

- 中・長期的な財政見通しのもとに、優先度、緊急性に基づいた事業が安定的な財源により計画的・効率的に実施され町民の信頼性が高まっています。

現状と課題

- 社会保障のニーズの増加や老朽化する公共施設の維持管理等により行政需要はますます高まることが見込まれ、また、不安定な経済情勢や地方財政制度の改革などに伴い、町の財政状況はますます厳しくなることが予想されます。
- これまでも行政改革を推進し、健全財政の維持に努めてきましたが、限られた財源を効果的に活用していくために、経常経費の節減と共に財源の有効な配分が必要です。
- 国・県等の補助金、地方交付税等の依存財源にあっては、その動向に注視しながら積極的な確保に努めなくてはなりません。また、町税は一層の納税意識の高揚と収納率（99.1％。平成29年度平均（国保除く））の向上を進めることと、各種の料金については受益者負担の適正化の観点から常に見直しを図っていくことが必要です。
- 今後も大幅な税収増は期待できない中で、将来に向かって健全財政を維持していくためには、中・長期的な財政見通しに立って計画的な財政運営に努める必要があります。
- 財政事情について町民の理解を深めながら、財源の有効活用を一層進めることや、既存の公共施設については、「川辺町公共施設等総合管理計画」をもとに具体的なアセットマネジメントに取り組みつつ、今後整備する施設についてはライフサイクルコストを試算するなど、将来負担も検討することが課題です。

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2017年 (平成29年度)	2024年 (令和6年度)
※実質公債費比率（％）	10.8%	10.7%	10.2%
※将来負担比率（％）	—	—	—
町税等の収納率（％） 現年課税分	99.2%	99.1%	99.3%

主要施策

（１）財源確保の強化

①自主財源の確保

人口の減少が避けられない中、自主財源の確保のために、企業誘致などの産業活性化や転出の抑制、出生率の向上、ふるさと納税の推進を図ります。

（２）納税意識の高揚

①租税教室や広報誌の活用

町内小中学生を対象に実施している租税教室や、広報誌、ホームページ等の媒体を活用して、納税意識の高揚を図ります。

（３）社会基盤の有効活用

①ストックの有効活用と総合的マネジメント

今後の公共施設のあり方や管理に関する基本方針を定めた「川辺町公共施設等総合管理計画」（平成28年3月策定）のもと、公共施設の適正配置を進めるとともに、効率的な管理・対策により将来的な財政負担の軽減・平準化を図ります。

関連施策

（１）財源の有効活用

①財源の重点配分

経常経費の節減、合理化など施策のスクラップアンドビルドを進め、財源を新規事業に充てるなど、重点的な財源配分に努めます。

②財源の有効活用

経常経費の削減を進めると共に、民間活力の導入など、コスト意識を徹底した財政運営を強化します。

（２）財源の安定確保

①効果的な財源確保

国・県等の補助金、地方交付税等はその動向を注視しながら、積極的な確保に努めます。また、町債については、償還費に対する国の財源措置や現在の低金利環境を考慮し、将来の財政負担を予測しながら活用を図ります。

②税等の確保

町税については、適正かつ公平な賦課徴収に努めると共に、一層の納税意識の高揚と収納率の向上に取り組みます。また、使用料、手数料などの各種の料金については、受益者負担の適正化の観点から定期的に見直しを図ります。

（３）計画的な財政運営

①健全財政の維持

将来に向かって健全財政を維持していくために、中・長期的な財政見通しを策定し、事業の優先度、緊急性を考慮しながら健全財政の維持に努めます。大規模事業等については、特定目的基金を設置（小学校建設基金：平成29年度設置）するなど、計画的な財源確保を図ります。

（４）透明性の確保

①財政状況の分析と公開

一般会計と特別会計等を含めた連結決算やバランスシートの作成など、財政健全化法に基

づく財政指標、新地方公会計制度に基づく財務諸表の作成及び固定資産台帳の整備（平成 28 年度から）により、財政状況の把握に努めます。また、町の財政状況については、町広報誌やホームページを通じて町民に分かりやすく公開します。

◆関連する計画

●川辺町公共施設等総合管理計画

※：実質公債費比率

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用。18%以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

※：将来負担比率

公社や出資法人も含め、自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率。350%以上で早期健全化団体となる。